

平成26年第3回飛騨市議会定例会議事日程

平成26年6月17日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第59号	飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第3	議案第60号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第4	議案第61号	飛騨市ふるさとエントランス施設条例の一部を改正する条例について
第5	議案第62号	飛騨市税条例等の一部を改正する条例について
第6	議案第63号	飛騨市指定金融機関の指定の変更について
第7	議案第64号	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
第8	議案第65号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
第9	議案第66号	字区域の変更について(河合町有家Ⅲ地区)
第10	議案第67号	字区域の変更について(宮川町打保Ⅱ地区)
第11	議案第68号	字区域の変更について(神岡町吉田Ⅳ地区)
第12	議案第69号	市道路線の廃止について
第13	議案第70号	市道路線の認定について
第14	議案第71号	平成26年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)
第15	議案第72号	平成26年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)
第16	議案第73号	平成26年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)
第17	議案第74号	平成26年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第18	議案第75号	平成26年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第19	議案第76号	平成26年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第20	議案第77号	平成26年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算(補正第1号)

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	議案第78号	平成26年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号)
第22	議案第79号	平成26年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第1号)
第23	議案第80号	平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)
第24		一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2	議案第59号	飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第60号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第61号	飛騨市ふるさとエントランス施設条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第62号	飛騨市税条例等の一部を改正する条例について
日程第6	議案第63号	飛騨市指定金融機関の指定の変更について
日程第7	議案第64号	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
日程第8	議案第65号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第9	議案第66号	字区域の変更について(河合町有家Ⅲ地区)
日程第10	議案第67号	字区域の変更について(宮川町打保Ⅱ地区)
日程第11	議案第68号	字区域の変更について(神岡町吉田Ⅳ地区)
日程第12	議案第69号	市道路線の廃止について
日程第13	議案第70号	市道路線の認定について
日程第14	議案第71号	平成26年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)
日程第15	議案第72号	平成26年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)
日程第16	議案第73号	平成26年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)
日程第17	議案第74号	平成26年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第18	議案第75号	平成26年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第19	議案第76号	平成26年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第20	議案第77号	平成26年度飛騨市下水道污泥処理事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第21	議案第78号	平成26年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号)
日程第22	議案第79号	平成26年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第1号)
日程第23	議案第80号	平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)
日程第24		一般質問

○出席議員(15名)

1番	前	川	文	博
2番	中	嶋	国	則
4番	洞	口	和	彦
5番	野	村	勝	憲
6番	後	藤	和	正
7番	福	田	武	彦
8番	菅	沼	明	彦
9番	内	海	良	郎
10番	森	下	真	次
11番	高	原	邦	子
12番	谷	口	充	希
13番	天	木	幸	子
14番	葛	谷	寛	男
16番	池	田	寛	徳
17番	籠	山	恵	一
			美	子

○欠席議員(2名)

3番	田	中	清	安
15番	山	下	博	文

○説明のため出席した者の職氏名

市長	井	上	久	則
副市長	白	川	修	平
教育長	山	本	幸	一
代表監査委員	福	田	幸	博
会計管理者	野	村	重	昭
総務部長	小	倉	孝	文
財政課長	野	村	久	徳
教育委員会事務局長	石	腰		豊
企画商工観光部長	水	上	雅	廣
環境水道部長	柏	木	雅	行
市民福祉部長	谷	澤	敦	子
農林部長	藤	井	義	昌
基盤整備部長	川	瀬	智	彦
消防長	沢	之		光
病院管理室長	川	上	清	秋

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	東	佐藤
書記	竹	原
		美
		香

平成26年第3回飛騨市議会定例会 一般質問・質疑発言者一覧表

No.	質問者	質問事項	備考
1	谷口 充希子 (ひだ市政クラブ)	1. 産業廃棄物処理施設について 2. マイマイガ対策について 3. 薬草シンポジウム大成功で今後の取り組みは	17日 午前
2	中嶋 国則 (ひだ市政クラブ)	1. 中野地区酪農団地の公害対策について 2. 観光客受入体制の充実について 3. 林業振興について	〃
3	後藤 和正 (ひだ市政クラブ)	1. 一貫教育について 2. 英語教育について 3. 教職員の人事交流について	17日 午後
4	森下 真次 (ひだ市政クラブ)	1. 市が管理する財産の取り扱い 2. 旧神岡鉄道の活用	〃
5	籠山 恵美子	1. 子ども・子育て新制度で飛騨市の保育制度はどう変わるか 2. 数河地内の産廃処理施設建設問題について 3. 旧神岡鉄道の利活用について全市民に説明せよ	〃
6	葛谷 寛徳 (新生飛政会)	1. 人口減少対策に力点を 2. 先端科学都市構想の実現に向けて 3. レールマウンテンバイク溪谷コース整備事業について	18日 午前
7	前川 文博 (新生飛政会)	1. 水道使用料などの収納状況は 2. 教育行政の基本的な考えは	〃
8	洞口 和彦 (新生飛政会)	1. 行政財産目的外使用に係る使用料の見直しについて 2. 産業廃棄物処理場施設の計画への取り組みについて	18日 午後
9	高原 邦子 (新生飛政会)	1. 初期消火に対する考え方と対処法は 2. ICT利活用による教育現場をめざすために 3. ファシリティマネジメント (FM) の手法とその導入について	〃

※時間の関係で場合によっては、午前と午後の質問となる議員がいます。

(開議 午前10時00分)

◆開議

◎議長 (菅沼明彦)

本日の欠席議員は、3番、田中清安君、15番、山下博文君であります。それでは、ただ今から本日の会議を開きます。本日の議事日程および質疑、一般質問の発言予定者は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長 (菅沼明彦)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により6番、後藤和正君、7番、福田武彦君を指名いたします。

◆日程第2 議案第59号 飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
から

日程第23 議案第80号 平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算
(補正第1号)

日程第24 一般質問

◎議長 (菅沼明彦)

日程第2、議案第59号、飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第23、議案第80号、平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算、補正第1号までの22案件を一括して議題といたします。22案件の質疑を併せて、これより日程第24、一般質問を行います。それでは、これより順次通告順に発言を許可いたします。最初に12番、谷口充希子君。なお、質問中、説明資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。

[12番 谷口充希子 登壇]

○12番 (谷口充希子)

皆さま、おはようございます。今議会のトップバッターということで、はじめに一昨日、古川町の金森町において火災が発生しました。本当に被災された方々には心よりお見舞いを申し上げます。

では、私の質問に入らせていただきます。大きく3点質問させていただきますが、最初に第1の質問は、産業廃棄物処理施設について、でございます。

現在、市民の間で最も関心のある産業廃棄物最終処分場の建設計画が、古川町数河地区で行われています。昨年12月25日、すごうテック株式会社が県知事宛てに申請書を提出されました。この会社は、この処分場のために設立した会社でございます。これは平成22年に条例改正が行われ、許認可するのは市長ではなく、県知事が県の条例

に基づいて認可されるという産業廃棄物の法律が変わりました。このことから、私たちも議員全員大変心配し、いち早く3月議会において設置反対の決議をしたことは、「議会だより」で皆さまにお知らせしております。

5月13日、数河、末高、袈裟丸の3区は県に対して反対の請願を提出され、市長にも同日、古川町区長会ほか14団体の決議書が出されました。このことは多くの皆さま方がご存じであります。

今回、このことに関して市民の方から多くの不安の声や、どうすればストップできるかなど、お聞きしております。その中で1点、大事なことなのですが、それは皆さま方が一般廃棄物、これは家庭から出るごみで私たちは通称「一廃」とっております。そして、数河に持ち込まれようとしている産業廃棄物は「産廃」と申しまして、あらゆる事業者が出すごみを燃やしたそのスラグ、つまり灰でございます。最終処分場となるということです。このことが、やはり市民の多くの方が細かい細部にわたってまでは分からないということで、大きな瓦礫が来るとか、いろんな個体のような物が来る、というようなことも思ってみえます。何人かの人にそういうお話をお聞きしました。その最終処分場には、県内はもちろんのこと、県外からの焼却灰も持ち込まれるということになります。

さて、現在は南海トラフの地震がいつ起きてもおかしくないという状況の現在でございますが、この計画地の南北に並行する活断層があり、この一つを取り上げて不安を感じざるを得ません。また、数河地区は上流であり、湧水地もあり、その湧水地から出る水を市民の多くの方が行列を作る日もあるように聞いておりますし、その水を本当に毎日飲んでいて健康だという方もございます。スポーツ施設もあり、別荘地があり、また高冷地野菜やソバの産地でもあります。飛騨牛の生まれる所として岐阜県下にも有名でございます。また、さまざまな好条件があり自然豊かなこの数河地域に、飛騨市の大切な地域であるこの数河地区に、最終処分場として全くふさわしくないというふうに私は思っております。市民のほとんどの方が、そう感じているのではないのでしょうか。

そこで、1点目の質問に入らせていただきますが、6月9日、私たち議員の間に全員協議会という、市長からの説明がございました。県へ提出する意見書の内容を詳細に説明されましたが、市民の多くの方はそのことはご存じないので、そのことの説明も含めてこの計画に対する市長の考えを改めてお伺いいたします。

2点目として、事業者は崩落の危険性や地震の対策を示す責任がありますが、十分でないというふうに市が判断したときは、どのような対応を市長はされるのでしょうか。

また、3番目の質問。この施設の種類は管理型最終処分場となっておりますが、いつまで管理する義務があるのでしょうか。また、誰が管理し、誰がそれを監視していくのでしょうか。この点が全く私たちには見えてきません。これに対して市の関わり合い方はどのようなものがありますか。以上、3点についてお尋ねいたします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（菅沼明彦）

市長、井上久則君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

皆さん、おはようございます。今日、明日と9人の方の質問にそれぞれお答えをさせていただきたいと思っております。はじめに、今ほど谷口議員からもございましたように、先般、古川町駅前で起きました大きな火災が発生したわけでございますが、その火災の被害に遭われた皆さま方に心よりお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

それでは、はじめに谷口議員からの1点目、産業廃棄物処理施設についての質問にお答えをさせていただきたいと思っております。三つに分けて質問がございました。最初に3番目の管理型の処分場はいつまで管理する義務があるのか、また誰が管理し、誰が監視をしていくのか、これに対して市の関わりはどうか、から答弁をさせていただきます。その後、1番目と2番目をまとめて答弁させていただきたいと思っております。

廃棄物処理法における産業廃棄物処分場は、遮断型、安定型および管理型の3種類がございます。数河の事業計画は、管理型産業廃棄物処理場として申請がされました。処理品目といたしましては、紙くず、木くず、繊維くず、燃え殻、汚泥など、計12品目でございます。構造に関する基準や維持管理基準が定められておりまして、事業者はそうした基準を守り適正に管理を行わなければなりません。最終処分場は、新たな受け入れはやめても、それまで受け入れた廃棄物が地中に存在することから、さまざまな規定が設けられております。最終処分場を閉じるに当たっては、容量がいっぱいになると「終了」になり、一定の厚さの土砂等で覆い「閉鎖」に至り、その後、処分場に埋め立てられた廃棄物がその土の中にとどまっている限り、外部に影響を与えない状態になるまで安定すると「廃止」となります。この間も事業者は、適正な維持管理を行う必要があります。

埋立終了から最終処分場の廃止までの期間は、埋立物などにより大きく異なります。

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」第2条第3項に廃止の技術上の基準が規定されておりますが、事業者が定期的な水質管理を行い、浸出水の水質が排水基準水質を2年間以上保持していること、地下水水質が地下水基準に適合していることなどが条件となっているところでございます。こうした条件を満たし、県知事に最終処分場の廃止の届けが出され、県による確認が済むと、最終処分場は「廃止」になるわけでございます。廃止となった最終処分場の跡地は、指定区域として指定がされます。指定区域内で土地の形質を変更しようとする場合には、県知事へ届け出なければなりません。こうした一連の監督責任は岐阜県にございます。

何もなければ指定区域が問題なく存在するだけでございますが、管理責任ということはいささか問題にならないと思われまふ。しかし、万が一、自然災害等で発生し、生活環境上の支障が生じた場合、岐阜県は事業者に対し復旧等の要請を行いますが、最悪の事態になった場合は県が代執行をすることになります。

続いて1番目の市の考え方、2番目の十分でないといふ市が判断したときにどのような対応をするか、ということでございます。これまでも再三にわたり答弁をしてきましたように、産業廃棄物の最終処分場は、設置を認めない理由が明確でない以上は、風評被害などを主張しても県知事は設置を認めることとなります。それは法律がそのように定められているからでございます。また、3月議会において、私が明確な意思を表明しなかったのは、崩落の危険性など明確な理由について検討をしていたからでございます。

しかしながら、先般の全員協議会において説明をしましたように、事業計画地が急峻な地形にあることに加え、推定活断層に挟まれた地域であることが明らかになった以上は、長期間にわたり安定的に現状を維持できることは困難であると判断せざるを得ません。また、現在の技術では、地震や大雨によって生ずる大規模な土砂崩壊を食い止めることは不可能であると考えます。仮に事業計画地が崩落したり、下層の防水設備が破損する事態となれば、周辺地域の飲料水や農業用水など汚染されることとなり、住民に与える影響は計り知れません。

そこで、私はこうした理由をもって産業廃棄物の最終処分場建設計画に反対をいたします。また、近日中にでございますが、この申請事業者に事業計画の取り下げを申し入れるつもりでございます。よろしくお願ひいたします。

〔市長 井上久則 着席〕

○12番（谷口充希子）

今、市長から反対を表明していただきましたし、事業者に取り下げよう申し入れるという、そのお言葉をいただきましたことは本当に市民の皆さま方も心強いというふうに思ひます。

しかしながら、県の条例に基づいてこれから粛々と進められていくのかなということをおもひますが、現段階ではステップ1と申しまして、1段階から4段階まであるうちの1段階目でございます。引き続き、私たちは見守り続けたいということをおもひしておりますが、一つ、地下水の漏れ出るといふこの心配は、本当に先々の子供や孫たちまでに不安を残すことになるということをおもひしております。東北大震災がありましたように、福島原発は絶対安心だ、安全だということをおもひしておりましたが、このような状態になったという例がありますので。そして、この最終処分場の地下水が漏れ出るといふ可能性は私が調べましたところ、10年から20年くらいたつてからそのような結果が出るのであつて、現在私たちが生きていふ間にはその心配がないかもしれませぬよ、というようにおもひました。そんな不安を抱えてのこの問題でございますので、私自身はこの地下水が漏れ出るといふような不安がないために、ぜひともやはりこの場

所に造られるということをやめてもらいたいというふうに思いますが、この後見守り続けると申しまして、第一段階、第二段階、そして第三段階ということがありますが、速やかに県のほうからこの段階に来ているということを市民の皆さまに知らせていただきたいというふうに思いますが、市長、いかがですか。

△市長（井上久則）

申請書が出たということにつきましては、県もこの申請書は受け付けたわけでございますので、これからステップ1から順番に進んでいくわけでございます。こういったことにつきましては、それはそれとしてうちのほうとしては今、懸念する材料につきましては全てしっかりと県のほうへ話をしておりますし、今ほど反対という表明をさせていただきましたが、市としての思いもこれから県へしっかりと伝えさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

しかしながら、そういった書類につきましては進んでいくわけでございますので、その折、もしそういったことが進むようであれば、そのときには地域の皆さんと一緒にしっかりとした意見を申し上げていきたいというような思いでいるわけでございます。

しかしながら、近日中には申請事業者に取り下げを要請するつもりでございます。元が断てば、この心配はなくなるわけでございますので、そういった方向にも精一杯力を入れていきたいということを思っているところでございます。

○12番（谷口充希子）

どうもありがとうございます。市長の真摯な気持ちが分かりまして、今、本当に一安心というところでございます。続きまして、2点目の質問に入りたいと思います。

皆さま方のお手元に資料として配付しておりますが、マイマイガの対策についてという質問ですが、傍聴の方はご存じないですけれども、このような写真でございますが（資料）、これは稲一株に10匹のマイマイガが付いているという状況の写真を頂きましたので、参考資料としてお手元に配付させていただきました。どうして、知っているのにね、という声も聞きますが、町の中で住んでいる方はこのマイマイガの被害について非常に関心が薄いと申しますか、温度差があるわけです。私たちのように山のすぐそばに住んでいる者には大変な問題でございます。

市民が困っている二つ目の問題、マイマイガのことですが、マイマイガは孵化してから5回脱皮を繰り返し、2カ月でさなぎになります。さなぎ期間は十数日間で、その後、ガになり生存日数は雌が10日間、雄6日間ほどで、雌は交尾後12時間以内に卵を産みます。そして、その卵は500から600個でございます。これが越冬し、来年はまた大量発生するという、この循環だろうということを思いますが、聞いておりますところ3年か4年で終息するというような情報もありますが定かではございません。何といたっても今、この虫の時期の、それからさなぎになったときは町の中の人あまり関心はございませんが、一旦これがガになると飛んで来て、明かりのある所に飛んできます。

そのときになったときがまた大変でございます。市民の皆さま方から、「何とかならないか」、「どうすればいいか」、「取っても、取っても、取りきれない」など多くの方から困惑の声をお聞きしております。本当に私もどうしていいのかわかりません。

今議会の補正予算にLED防犯灯の補助金として200万円が計上され、これはLEDの光にはマイマイガ近寄ってこないということでございます。そして、駆除費が80万円というふうに計上されております。しかしこの問題は、特別災害が起きたような事柄ではないかと私は感じておりますが、災害というと水害だとか台風だとかというような気象条件のことですが、これは本当に種類が違いますが、この緊急対策ということが必要ではないかと思えます。そして、市はすでに市内の公園や街路樹の消毒をされておりますが、一市民からのお話でございますが、高山市と白川村と共同でヘリコプターで山の空中散布をしてもらえないか、という声も聞いております。このことは薬物ですので非常に危険性は伴いますが、それくらいしないと山の中では大変だ、どうしてかという山へ行くと静かにしていると、昔、蚕が桑の葉を食べたようにカサカサカサカサというような音がして本当に恐ろしい、ということも聞きます。そして道路にはそれが横断するときに、自動車を通るとスリップするというような話も聞いて、決してこれはオーバーな話ではなく現実の問題でございます。特に市内にみえる方々には知ってほしいというふうに思います。

また、ある人からは、ラジコンヘリで何とかやってはどうか、など。たくさんのお話を、私がこのマイマイガの質問をすと言ってから電話をいただきます。こんなこと初めてでございます。

6月の初めに、1センチメートルくらいだった黒い幼虫が、2週間で4、5センチメートルになっています。表面の色も違ってきますし、取っても、取ってもすごいことになっております。その時期、1センチメートルくらいのときはスプレー式の殺虫剤で死んでしまいましたが、今では農薬を使用しなければ死ななくなっております。また、この議会が終わるころには、おそらくそのマイマイガさなぎになっていることと思えます。そしてその後、ガになって大量発生し、もっと深刻な問題になり、来年はどうなるのでしょうかということを不安に感じております。それでは次の5点についてお尋ねいたします。

糸を吐く毛虫で生命力が強いので、殺虫剤では死ななくなっております。薬剤は何が適当なのか、販売している所はどこなのか。市民への情報提供を早急にしていただきたいというふうに思っております。2点目、各区でまとまって一斉駆除をしてはどうかという声は、これは多く聞いております。この声を反映して、その際の薬剤の一部は市のほうで負担していただけないのでしょうか。3点目は、黒内のリンゴ園の方にお聞きしました。昨年植えた幼木の新芽が、一晩で食べられたというふうにお聞きしました。その面積は1.4ヘクタール、400本のリンゴの木でございます。とても大変な状況です。そして稲はこの状況のように（資料使用）、また各家庭の庭木なども大変なことで

ございますので、被害実態調査は市としてされておりますかということをお尋ねします。4番目に、昨年夏祭りが中止になった所がありますが、今後幼虫から成虫のガになったときに、どのような対策をされておりますか。5番目、マイマイガのガになったときの鱗粉が人体に及ぼす影響が怖いというふうに聞いております。特に弱い子供たちや、お年寄りの健康被害対策の留意点をお尋ねいたします。以上、5点について答弁をお願いいたします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔環境水道部長 柏木雅行 登壇〕

□環境水道部長（柏木雅行）

おはようございます。それでは2点目のマイマイガ対策についてお答えをいたします。

マイマイガは、飛騨市のみならず県内各地において昨年から大量発生しており、研究の先進地である北海道の事例では、生態としては約10年周期で大発生し、一度発生すると2、3年は継続する傾向があるといわれております。幼虫から成虫に羽化するまでの期間が2カ月ほどであり、その間に広葉樹、針葉樹だけでなくさまざまな草木の葉を食害することから、森林病虫害防除法により森林病虫害として定義されておりますが、効果的あるいは決定的な駆除方法が見つかっていないのが現状であります。

そうした中で、市は岐阜県病虫害防除所から情報提供を受けて、「広報ひだ」で卵塊の除去などの協力依頼、区長会、改良組合長会等でふ化予測や対応方法などの情報提供、周知を図ってきたところです。

市役所内部では、課長レベルでの庁内対策会議を随時実施し、生息状況の把握や各課の対応状況について情報共有をしております。また、公園や市営住宅をはじめ各種公共施設などにおいて、職員による春先の卵塊除去や毛虫の捕獲作業、農薬散布による駆除などを、各施設の担当部署で実施してきているところでございます。

さらに、昨年度から行っている公共施設の卵塊の除去委託による生息密度の低減、助成制度による街灯などのLED化の推進や、明かりを減らすことなどにより成虫の集まりにくい環境を作ることも対策の一つと考えて実施しております。

それでは1点目の、薬剤は何が適当か、販売している所など市民への情報提供について。また2点目の各区でまとまって一斉駆除をしてはどうか、その際の薬剤一部負担はできないか、についてでございますが、殺虫剤や農薬の散布により駆除を推進せよ、とのことかと思えます。農薬等の散布に関しましては、農林水産省、環境省両省から「住宅地等における農薬使用における指導通知」、また、文部科学省から「農薬の飛散が原因とされる児童生徒の健康被害」が報告されております。

通知では、農薬以外の物理的防除を優先して行うこと、どうしても農薬を使用しなければならない際は、児童生徒、周辺住民へ周知をすること、物理的に散布区域に人が入らないよう対策を講じること、風の状況、時間帯を選び最小限にすること、などが指導

されております。

薬剤名については、商品名にメーカー名が付されていることが多いことから、薬剤名の公表はいたしません。スプレー缶に封入されておりそのまま使用するエアゾール系や、農薬の殺虫剤等があります。農薬について問い合わせ等があれば、専門知識を有する市内造園業者や農薬販売店、岐阜県農政部農産園芸課、病虫害防除所に相談していただくよう案内をしております。

各区での一斉駆除を提案されておりますが、住宅密集地や農村部といった周辺環境条件が大きく異なること、農薬は毒劇物でなくても魚毒性があり、誤って使用した場合のリスクを考慮すると安易に消毒することを市では推奨できないことから、現時点では助成は考えておりません。

また、住宅地等で散布した場合、健康被害や農作物における残留農薬の汚染により出荷できなくなる危険性を考慮すると、一概に農薬での消毒を各地区に呼びかけることは行いません。

しかし、こうしたマイマイガの発生状況は決して好ましいものではなく、どれだけでも生活空間での発生を抑えることは重要なことだと考えております。

このため来年度の発生を目的に、卵塊の除去など物理的対応を優先して実施するため、高い所などでの卵塊除去の助成制度を検討してまいります。

また、農薬等については先ほど述べましたように、健康被害や事故防止などのため散布については細かな制約が必要ですが、どうしても使用せざるを得ない場合も起きることから、助成制度について慎重に検討したいと考えております。

続いて4点目の、昨年夏祭りが中止になった所がありますが、今後の対応は考えていますか、でございますが、過去の事例では7月15日ころから成虫が大量に飛翔し出しました。そのころの約1、2カ月間については、教育委員会所管のナイター設備を使用する各種スポーツ大会は開催時期をずらすなどしており、ナイター照明の二次被害を極力なくすよう努めております。

夏祭りについては昨年、飲食物に成虫が混入するなど大きな影響がありました。抜本的対策がないことから、開催時期、時間帯等について主催者の判断に委ねたいと考えております。

最後に、人体に対する健康被害予測は、についてでございますが、健康被害については特にふ化直後の幼虫期に、いわゆる毛虫の状態のときに毛に触れたことで、かゆみや発疹が出ることが報告されております。6月10日現在、河合診療所26名、宮川診療所と杉原診療所で12名の受診がございました。主に塗り薬等による治療のようですが、宮川町ではアレルギー症状を抑えるための治療も2名あったとのこと。飛騨市民病院では、直接原因での受診はないようでございます。また、古川町においては民間の医療機関での受診があるようですが、患者数等は把握しておりません。

今後、昨年同様に7月中旬ころから成虫が飛び舞うことが予想されます。成虫につ

いては人体に直接害はないようではありますが、成虫に直接接触した場合、羽根に付いている粉によって軽い炎症が起きるようでございます。

〔環境水道部長 柏木雅行 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

続いて答弁を求めます。

〔農林部長 藤井義昌 登壇〕

□農林部長（藤井義昌）

おはようございます。マイマイガ対策につきまして、3点目の農産物の被害実態につきまして、農林部で把握している内容についてお答えいたします。

まず、市内でも比較的早期に被害が見られた果樹園については、5月中旬ころに黒内果樹園のリンゴの幼木に食害がありましたが、適切な防除によりその後は発生が見られず、6月に入りまして、すでに新しい芽が出て順調に生育しているところでございます。また、桃については当初から特に被害はございませんでした。

次に、水稻についてでございますが、一部の山際の農地において畦際の稲に食害が見られます。県の農林事務所普及課などと一緒に見て何回か見て回ったわけでございますが、水稻についてはマイマイガの登録のある農薬は無いため、カメムシの防除を行えば一緒に防除されると考えられており、現時点では様子を見ていただくよう県農業普及課から指導があります。

そのほか露地、ハウス野菜については、5月20日ころに一部地域の春菊やキュウリに食害があり、防除した旨の報告がありました。また、つい先週末でございますが、河合町のほうでハウスイチゴの食害があるということで報告を受けまして、担当が現地へ赴きましたが、収穫ができない状況であったという報告を最近受けているところでございます。そのほかは収穫に影響しそうな食害報告は入っておりません。

飛騨農協でも現時点ではJA出荷される農作物への影響はほとんどないと考えられておりますが、ぎふクリーン農業やギャップ（GAP）と呼ばれる生産工程管理に取り組む農家は農薬等を極力制限しており、農地周辺での消毒作業による薬剤の飛散により、自ら出荷している農産物に基準を超える農薬や、作物ごとに使ってはいけない農薬が残留し検出されると、農産物全てが出荷できない事態が起こり得ることを危惧されており、強い農薬使用などに頼らないマイマイガの処理を望まれているところでございます。

〔農林部長 藤井義昌 着席〕

○12番（谷口充希子）

今、答弁をいただきましたが、私その中の1点で、物理的防除ということ部長が言われましたけれども、物理的防除ということは、つまりは1匹、1匹つぶすのかなというふうに思いますけど、その辺のところをもう一度答弁をお願いします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□環境水道部長（柏木雅行）

ただ今のご質問でございますが、農薬散布等につきましては、健康被害また環境汚染等を十分配慮しなければならないということもございまして、物理的防除ということで卵塊等是一个ずつ取ったり、また毛虫等も1匹。1匹ずつという言い方は悪いですが、そのような、議員おっしゃるように一个ずつ取るということでございます。

○12番（谷口充希子）

これは法令でしょうから、私がどうこう申し上げても、もうとにかくこれは、1匹1匹つぶすなんてとてもじゃないけど現実的には無理な話で、もっと言うと今の農薬が健康被害に当たるということで、強いのはできないと言いましたけれども、2センチメートルくらいのおきに、固有名詞を申し上げて申し訳ないけどスミチオンで消毒したときは死んだんですが、4、5センチメートルになったらスミチオンでは死ななくてトレボンを使っているというような、そんなような状態の現実には皆さんが、では今度は何が良い、今度は何の農薬が良い、みたいなお話がいっぱい巻かれています。だから申し訳ないですけども、同報無線でもいいので早く情報をいただいて、例えば、ガが飛び回るときの鱗粉のアレルギー状態を起こすということは現実に去年あったわけですので、健康状態も把握しながら情報のある限り、市民に同報無線で知らせていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか部長。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□環境水道部長（柏木雅行）

ただ今のご質問でございますが、マイマイガ対策につきまして正確な情報等は、常時無線で現在も流しておりますが、引き続き正確な情報といいますか、把握している情報につきましては流す予定でございます。

○12番（谷口充希子）

1点、市長にお伺いしますが、先ほど申しましたように高山市も大変でしょうが、白川村もそうでございますので、この飛騨市と3市長の方々がお集まりいただいて協議していただくというような気持はございませんでしょうか。市長に伺います。

△市長（井上久則）

このことにつきましては岐阜県の市長会等々でも集まることがございますが、いつも出るマイマイガの話でございます。これを広域的にするかしないかというような話は、今は出ておらないわけでございます。それぞれの市が、それぞれの長が、それぞれ考えながら対策を打っているわけでございますが、今のところ広域にできる問題なのかどうかということにつきましては、ちょっと不透明なところがございまして、この辺は今後の課題とはなるわけでございますが、今補正でマイマイガ対策で少し予算を組ませていただきましたけれども、飛騨市としてはガになったところで卵を産む前に、いっぺんに多くのガを捕獲できるようなシステムを検討したいというようなことで、今予算を組

ませていただいておりますが、そういったことで今年そういった実験的なことをやった、それに効果があれば今後の対策でしっかり、卵を産む前にガを処理するというような形を取りたいなというふうに今思っているところでございますので、今後につきましては他市町村の対策で有効なものがあれば聞いて、飛騨市も取り入れるというようなことはできるかと思っておりますけれども、今ここで3市1村が寄って、マイマイガ対策をどうするかということにつきましては、今のところ考えておりません。

○12番（谷口充希子）

私が聞いておりますところ、これは寒い地方に多いということで、北海道の苫小牧や北のほうに多くあったということでございますので引き続き、この飛騨市は盆地でございますし、平野には少ないということを知っております。十分配慮されて市民が安心な生活ができるよう取り組んでいただきたいというふうに思っております。

以上、二つの質問は大変皆さん市民の方が心配しておられる質問をさせていただきましたが、3点目は明るい質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

薬草シンポジウム大成功で今後の取り組みは、という質問でございます。

第3回全国薬草シンポジウム in 飛騨が5月31日と6月1日の2日間、飛騨市内で古川町を中心にして行われました。市外から大勢の方が訪れ、古川町には260名の宿泊があり、お隣の高山市にも泊まったという人を何人も聞きました。

31日は交流センターに700名ほどの人たちが参加し、崇城大学の村上先生の講演と、パネルディスカッションには九州の熊本、長崎からおいでになり、また四国の徳島上勝町からの人たちが薬草を利用した体験を話されました。希望者は夜、総合会館で薬草料理を楽しみ、何と340名の方の参加でございました。交流会は大変盛り上がり、いろんな県の人と薬草の話で、また、そこに出ている料理の種類は50種類ほどで、こんなものが食べられる、こんな料理にできる、という話で、女性の方が6割以上でございましたが、本当に大変楽しい交流会でございました。

次の6月1日は、街中での薬草散策でございます。街中で薬草散策、っていうふうに思いますが、ボランティアの方たちのすだれに飾った薬草の説明と街歩き、その村上先生の説明には最初は5、60人でしたが、最後には100人くらいの固まりができたというふうに聞いております。まつり広場は、山菜の販売や薬草茶やいろんなものの食べ歩き、また、この講演会で飛騨市には245種類の薬草があることを知りました。全国にたくさん薬草がありますが、その中でもやはり飛騨市は本当に恵まれているということでございます。山や道端でいつも見慣れた草や木が食べられるということ、そしてそれが健康にとっても良いとされているものでございます。この飛騨市にはそれが多くということで、例えば例を申し上げますと、ヨモギの先端部分の白い部分1センチメートルほどを、1日5個生でそのまま食べるわけですが、3カ月ほど食べると骨粗しょう症が解消されるような結果も出ております。また、くずの花、葉っぱも新芽も食べられるそうですが、くずの花と言いますがこの辺では「グゾバ」と申しますが、二日酔いに非常

によく効くということで、肝臓が強くなるというようなお話も聞きました。また、オオバコやタンポポの葉もミネラルがいっぱいで本当に健康につながるということでございます。

薬草でまちおこし、健康おこしができます。また、薬草特区ということも作られる、作れるということの可能性があるのでないでしょうか。とても大変夢の持てる話だと私は感じております。何よりもこのシンポジウムを盛り上げてくださったのは、ボランティア8団体30名の方々と、市民団体60名のご協力でございます。行政の担当者は、何か月も前から準備に大変ご苦労されたこととは思いますが、このシンポジウムが行政と市民が一体になり大成功となったわけでございます。

以前、私は一般質問で健康寿命の延伸を取り上げました。多くの方が8年から10年の不健康状態が続き、そして寿命をまっとうするということが分かっております。この8年から10年の不健康状態を少しでも短くするために役立つのが、身近にある薬草ではないでしょうか。いつでも、誰でも、タダで自然の恵みを享受できる環境に私たちはいるということでございます。薬草の利用は医療費削減につながるというふうに確信をいたしました。市民が元気で長生きする飛騨市を、この薬草シンポジウムを機会にぜひ作っていただきたいということを思っております。

そこで、提案型の質問を4点させていただきます。1、薬草の知識と利用講座を定期的に開催されてはいかがでしょうか、というものです。二つ目、薬草料理とウォーキングを取り入れたメニューで宿泊健康プランは考えられないかということです。三つ目、春と秋に薬草まつりを計画し、市外から人を呼び込むというような方法ははいかがでしょうか。4点目、飛騨地域には三つの造り酒屋さんがございますが、この酒屋さんとの薬草のコラボレーションは考えられないでしょうか、お尋ねします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長（水上雅廣）

おはようございます。それでは、ただ今の谷口議員のご質問にお答えをさせていただきます。

5月31日、6月1日に開催いたしました薬草シンポジウムは、シンポジウムの参加者が約700名、交流会参加者が約350人、宿泊者についても約250人といったことで、大変多くの皆さま方にご参加をいただきました。

また、2日目には、古川町各所で市民の皆さまのご協力をいただきながら健康と薬草をキーワードとした商品の販売やワークショップの開催など、さまざまな催しを行う「薬草を学ぶ健康まちめぐり」の開催をいたしたところでございます。

こうした取り組みについて、参加者の皆さまからは、市民と市が同じ方向を向いた取り組みであると高い評価をいただいたことから、一定の成果を上げることができたとい

うふうに感じております。

当市において今回のシンポジウムが果たす役割は、里山の貴重な資源である薬草の価値をもう一度再認識することと、その資源の活用による飛騨市の新たなビジネスの可能性を模索するものであり、今後の取り組みに向けたキックオフと言えるものだと思っております。今後の取り組みは、今回のシンポジウムから始まるということをご理解いただいた上で、議員からのご提案に対してお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1つ目の薬草講座の定期的な開催についてでございますが、これまでも市民の皆さまを対象として講演会や薬草活用の講習会などを開催し、薬草の価値と知識の普及に努めてまいりました。また、「広報ひだ」においては、昨年1月より新たに「飛騨の薬草を学ぶ教養講座」の連載を始めております。市民の皆さまに身近な薬草の活用方法などについて紹介をしております。

薬草の活用は、ビジネスとして取り組みをけん引する実践者が必要であることはもちろんですけれども、家庭での実践など市民レベルでの取り組みも推奨し、裾野の広い取り組みにすることが重要であると考えています。一部の方だけではなく、多くの市民の皆さんが実践者となることで、他地域との差別化にもつながると考えております。

このようなことも踏まえまして、市民の皆さまへのさらなる価値や知識の伝達は、今後も必要であると考えていますけれども、適切な講師の選任ですとか、サポート体制の問題といったようなこともございますので、市の公民館講座での実施なども含め、どういった方法が一番良いのか今後検討してまいりたいと思っております。

2つ目の薬草料理とウォーキングを取り入れた宿泊健康プランについては、近年のヘルスツーリズム人気の高まりを背景として、可能性のある分野であると感じています。しかしながら、観光商品として販売を行うためには、薬草の活用に関するサービスの質の維持が重要であるため、実践者となる事業者の皆さまそれぞれが違う考え方で商品を展開するというのではなく、市として薬草活用に関する一貫したコンセプトの下で行うことが重要であると考えております。

このため、有識者の指導などもいただきながら、まずは市の薬草活用に関する基本コンセプトを定めていくというところかが始めたいと思っております。

3つ目の薬草まつりについてですが、今回のシンポジウムで薬草に対する関心の高さを改めて感じるとともに、こうしたイベントには一定の集客が見込めることが分かりました。しかし、こうしたイベントには市民の皆さまのご協力が必要不可欠でございます。市民の皆さまの声を聞くことなく市が主導でイベントを積極的にというようなことは、今は考えておりません。このことについては、今回のシンポジウムの反省会など関係者の皆さまの声を聞くところからしっかりと始めさせていただきたいというふうに思っております。

4つ目の造り酒屋さんと薬草のコラボレーションについてですけれども、今回の薬草料理交流会の席上で、市内の造り酒屋さんで試験的に作られた薬草のリキュールが提供

されました。観光商品の開発を行う上でも、薬草料理の充実は商品価値を上げることにつながるため、造り酒屋さんに限らず、さまざまな分野の事業者とのコラボレーションが生まれるよう、今後も積極的な情報共有を図ってまいりたいというふうに考えております。

薬草を活用した地域おこしと言っても、そこにお金の回る仕組み、要はビジネスとしての可能性がなければなかなか長続きはいたしません。ビジネスとして持続可能な仕組みを構築してこそ、真の地域おこし、地域の活力創出につながると考えております。

そのためには、民間レベルで取り組みをけん引する実践者が必要不可欠ですが、このことについては、すでに薬草を活用した地域おこしを目指すNPOの設立というようなお話も具体的に伺っております。

市といたしましても、取り組み自体が地に足の着いた持続可能なものとなるよう、すでに取り組みを行なっている皆さまや、こうした民間事業者や団体の活動を積極的に支援するという形で、薬草を活用した地域おこしに取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 着席〕

○12番（谷口充希子）

部長の答弁で、すごく前向きというふうに感じましたが、この一貫したコンセプト薬草というのがすばらしいなというふうに思いますし、私も「広報ひだ」で見ましたが、これが連載されるということでございますが、1回だけかなというふうに思いましたけど良かったというふうに感じております。これはぜひ続けていただきたいと思います。

1点だけ、市と市民が協同して今本当に盛り上がったということを考えますと、やはり観光協会と商工会を必ずその中に入れていただいて、市が主導的な立場でされていて、そしてプラス一般市民という、そういう系図にさせていただき、先ほどNPO法人を立ち上げられるという話を今初めて聞きましたけれども、そのことも含めまして市民に分かるような情報提供もお願いしたいと思います。部長、どうですか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（水上雅廣）

お答えをいたします。今ほど議員がおっしゃったように、当然薬草を活用する、商品開発ですとか観光振興といった方向まで裾野が広がっていくというようなことを想定いたしますれば、そういった観光協会の皆さまですとか、商工会の会員の皆さま、そういった方々、それからNPOが立ち上げられるようなことになれば、そういった方々と共に同じ方向を向いた活動の仕様ということを考えていく必要があるというふうに思っております。

○12番（谷口充希子）

このシンポジウムで飛騨地域が元気になり、飛騨市が全国にこの薬草を取り組んでいる町だよということのPRにもつながるかと思います。そして、来年は長崎県の島原市で行われるということを知っております。「ぜひとも行きたいわ」という声を女性の中から何人か聞いておりますが、何せ遠いことですので、この事業が前向きに前進し、来年の島原で行われる薬草シンポジウムに参加できる人々が多くあればいいなということをお願いして、この質問を終わります。本日はありがとうございました。

〔12番 谷口充希子 着席〕

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前11時01分 再開 午前11時01分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。次に2番、中嶋国則君。

〔2番 中嶋国則 登壇〕

○2番（中嶋国則）

通告に従いまして、大きく3点について質問をさせていただきます。今ほど谷口議員が3点の質問をされまして、被害、災害といいますが暗い話題が2回ありまして、私も最初がまた少し暗い話題の質問をさせていただきますけれども、希望の持てる明るい答弁をお願いいたしまして、質問をさせていただきます。

中野地区の酪農団地の公害対策等についてお伺いいたします。平成17年4月25日に飛騨市および中野区に提出された、鮎之瀬牧場計画書によりますと、乳牛、成牛ですが、15～20頭、ヤギ5～10頭で運営することになっておりました。

この牧場計画は「教育ファーム」と呼ばれ、市が力を入れた事業であります。この事業の成果につきましては後ほどお尋ねをいたします。

また、「教育ファーム」と別の事業者は、平成18年12月には、乳牛56頭、成牛45頭の飼育をしていましたが、平成22年度から段階的に頭数を増やして、平成26年6月現在では、乳牛120頭余りを飼育されております。

この事業が推進されるには、事業者と中野区長と飛騨市長の3者により、覚書が平成17年12月23日に取り交わされています。覚書では、事業者が中野区民の快適な生活環境を確保するために適正な措置を講ずることを、また、中野区から管理事業施設の改修や補修について、要望があった場合、市は事業者へ指導および助言をすることを約

束いたしております。さらに、事業計画の拡大、縮小したときは、遅滞なく事業の目的、内容、運営管理方法を中野区長に提示しなければならないと取り決めております。

しかしながら、この取り決めが実行されていないようでございます。これらにつきましては、区長から市当局に対し昨年も事業者への指導のお願いをいたしたところであり、鮎ノ瀬牧場を整備するにあたっては、市から中野区に対し協力要請があり、中野区はそれに応じたと聞いております。

平成22年ころから乳牛の頭数が増えたため、住民が困ることが増え、施設の改善要望が市長に提出されたと。ところが、事業者においては、なかなか改善をしていただけないという話でございまして。そこで、次の3項目について伺います。

1項目、体験学習施設では30名収容し、乳製品を使った料理講習等を行う計画がありました。オープンから9年を経過しましたが、どのような成果がありましたでしょうか。

2項目、区長からの要望や鮎ノ瀬牧場近隣の住民の悲痛な叫びに対し、市から事業者への指導、対応について、次の4点お伺いをします。

1点目、120頭余りの糞尿は、吉城コンポへの搬入制限を超える量であるため、畜舎の外に野積み同然に積まれており、付近の住宅、住民に強烈な悪臭を撒き散らしております。この糞尿を早期に中野区外に搬出できないでしょうか。

2点目、雨が降ると畜舎から道路や谷側の水路に糞尿が流失していますが、この対策を早急に実施できないでしょうか。

3点目、風向きが変わった時や積まれた糞尿を攪拌するときには、強い悪臭が漂い、家の窓も開けられない、洗濯物も干すことができないとの苦情が、市当局や私のところへも届いております。少しでも早く区民の皆さんが穏やかに生活できるよう、防風ネットとか防風壁など防止対策を検討していただき指導していただけないでしょうか。

4点目、自動搾乳機の導入以降、真夜中でも搾乳が行われ、静かな夜中には騒音となり、なかなか寝られないとの苦情もあります。防音対策については、どのようにお考えでしょうか。

大きく3項目目ですが、今年の3月までは、市において定期的な臭気検査がされたようではありますが、人事異動によりまして担当者が変わった4月以降、臭気検査が行われていないのはどういう理由でしょうか。

市長は、「市民が安心して暮らせるまちづくり」を掲げておられますが、公害と呼べるようなこの環境での生活を強いられる中野区民皆さまの生活向上のためにも、何とぞ迅速な対応をお願いいたします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔農林部長 藤井義昌 登壇〕

□農林部長（藤井義昌）

それでは、1点目の中野地区酪農団地の公害対策について、のまず1番目の体験学習施設の成果は、についてお答えいたします。

まず、酪農団地についてご説明します。酪農団地には、120頭規模の乳牛を飼育されている事業者とジャージー牛6頭と乳牛1頭を飼育され、教育ファーム事業を行っている2つの事業者があります。

教育ファーム事業は、この後者の事業者の発案によって、平成18年度から酪農教育ファームとして体験学習の事業を始められ、平成20年度からは中野区の有志で組織する朝霧ファームという団体の方が中心となり、先の事業者が事務局長を務め「飛騨中野教育ファーム推進協議会」を組織し運営をされてみえます。平成21年度からは、国の補助事業の採択を得、協議会からの要請を受け、飛騨市や飛騨市教育委員会、古川酪農などが連携し、小学生とその親を対象に、搾乳体験や農業体験を年7、8回実施されております。

平成25年度までの5年間で延べ1,400人余りの参加者があり、今年度も引き続き事業を実施される予定であります。

2番目の市の指導体制について、でございますが、1点目の牛糞尿の早期搬出の実施、次の雨天時における道路に流出する糞尿の防止について、一括してお答えをいたします。

中野地区の酪農施設につきましては、平成17年12月23日付で、飛騨市立会いのもと、それぞれの事業者と中野区とが事業に関する覚書を取り交わしております。

この覚書によりますと、事業者は、事業実施にあたり地域住民の快適な生活環境の確保に努めるとともに、家畜排せつ物の管理の適正化および利用の促進を図り、もって事業の健全な発展と地域の活性化に資することを目的としており、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」など関係法規を遵守し、悪臭の飛散および汚水の河川や地下水への流出や浸透ならびに害虫の発生防止など地域の快適な生活環境を確保するため、適切な措置を講ずることとなっております。

また、拡大、縮小、廃止などの事業計画を策定したときは、遅滞なく目的、内容、運営管理方法等を記載した計画書を作成し、中野区に提示することとなっております。

中野区は、事業計画について事業者の説明を求めることができ、悪臭や汚水の流出など事業に起因していると認められる場合は、事業者に対し管理運営方法などについて説明を求め、必要な場合は、事業者の承諾および立会いの上、施設の調査ができることとなっております。

また、改善が必要と認められる場合は、中野区は書面により改善の措置を求めることができることとなっております。

事業者は、中野区からの申し出があったときは、速やかにその対策について検討し、改善方法を記載した計画書を提出しなければならないこととなっております。

中野区の要望に対し改善措置が講じられない場合、中野区は、事業者に対する指導お

よび助言を飛騨市に求めることができるというものであります。

したがって、覚書では、第一に事業者と中野区が改善措置の協議をされ、改善措置が講じられない場合に、中野区が飛騨市に対して指導および助言を求めることができるという内容でございます。

これにより、事業者は、畜産担い手育成総合整備事業により、平成18年度に堆肥舎等を整備し、その後、事業拡大のため地元説明を行い、平成20年12月1日付で、先の覚書を条件に畜舎増設および新築許可を中野区長から受け、平成20年度、21年度に分娩乳牛舎と乳牛舎を整備し、120頭規模の経営をしてみえます。

この施設では、河合牧場と同じく、牛に乳酸菌を与え、堆肥製造過程における悪臭対策を施しておりますが、以前より風向き等により悪臭等の苦情が寄せられております。

市では、今までも何度となく指導助言を行っておりますが、完全には対策ができていないのも事実でありますので、事業者と中野区との協議の場を設けていきたいと考えております。堆肥につきましては、吉城コンポへの搬出のほか、事業主の農地への還元等を行っているところでございます。

吉城コンポでは、処理能力が決まっておりますので、各農家の搬入量の制限はありません。また、この事業者の排せつ物は水分が多いため、指導されていることも事実であります。

しかしながら、施設での堆肥量を減らすことが悪臭対策となりますので、万波牧場や河合牧場の月ヶ瀬草地への搬出調整を行っている最中であり、事業者の了解が得られれば搬出させたいと思っております。

また、雨天時における道路への流出につきましては、以前に対策として敷地境界にゴム板で雨水等の流失防止を行っていただきましたが、経年劣化等しておりますので、再度設置するよう指導をいたします。

臭気を防ぐ防止策についてでございますが、堆肥の攪拌につきましては、当該地域は、午後から山風が吹くことが多いようですので、風向きを考慮した作業体系を指導していきたいと考えております。議員ご提案の防風ネットや防風壁につきましては、他の地域での事例などないか飛騨農林事務所に確認いたしましたところでございますが、他地域での例もなく、効果が懐疑的であるとのことでありますので、今後も効果的な方法がないか調査検討をしていきたいと思っております。

最後に、自動搾乳機の防音対策でございますが、自動搾乳機の騒音につきましては、中野区との協議の中でも議題になったことがございませんでした。今回初めてお聞きしましたので、現状をしっかりと把握させていただきたいと思っております。

〔農林部長 藤井義昌 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

続いて答弁を求めます。

〔環境水道部長 柏木雅行 登壇〕

□環境水道部長（柏木雅行）

それでは、3点目の行政として定期的な臭気検査の実施について、をお答えいたします。

悪臭防止法および岐阜県公害防止条例では、悪臭公害の主要な原因となっているアンモニア、硫化水素など22品目を特定悪臭物質として指定し、個々の物質ごとに規制基準を定めております。

また、悪臭の測定方法については、臭気物質を計測機械を用いて測定する方法と、人間の嗅覚により臭気の強さを判定する官能試験法の2種類があります。

岐阜県では現在、全ての悪臭物質に対応できる官能試験法による悪臭評価を取り入れた「官能試験法による悪臭対策指導要領」が特定悪臭物質濃度規制を補完する基準として運用されております。

議員ご指摘の測定については、平成24年に機械による測定を行い、糞尿による特定悪臭物質であるアンモニア臭など9項目について分析をいたしました。アンモニアにおいては規制基準値の10分の1、それ以外はさらに低い数値結果でございました。したがって、行政指導には至っておりません。

臭気問題も難しい感覚公害の一つでございますが、未規制物質や複数の悪臭物質に起因する複合臭による悪臭の場合、悪臭物質濃度が規制基準値以下にもかかわらず、苦情が発生しており、ご質問の件も同様のケースでございます。

全国的には悪臭苦情に対応するため、切り札として臭気指数規制が主流になりつつあるということで、昨年度、職員による官能試験法による測定を行いました。しかし、県内では規制値ではないため強制力を持たないことを含めて、抜本的に悪臭公害を改善するに至らないことから、今年度は測定を取りやめたものです。

定期的なパトロールは継続していますが、公害問題が解決に近づくために畜産担当部局と共に状況を把握し、原因者に改善を求めるなど対応策を見出していきたいと考えております。

〔環境水道部長 柏木雅行 着席〕

○2番（中嶋国則）

今ほどの答弁の中で、堆肥の処理ということで、万波牧場あるいは河合牧場へ搬出をするというお話がございました。頭数が増えたことによって異常に臭いが強くなったということと、それから流出をすると。雨が降るとですね。そういったことについて、少し現状を確認の意味で申し上げますと、まず120頭飼っている畜舎と堆肥舎は大体同レベルといたしますか、少し山側のほうにあるわけですけれども、堆肥舎が。そして、その堆肥舎のさらに傾斜の高い裏側ですけれども、堆肥舎の裏側に野積み同然のように、それこそ堆肥舎にある量よりも多い量が、外に野積み同然にあると。この辺の処理がやはり一番の問題であると思っております。これは付近の方のお話を聞いた、そういう結論なんですけれども。それで河合牧場というのは、河合スキー場のことでしょ

か。ちょっとその辺確認させてください。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□農林部長（藤井義昌）

河合牧場が月ヶ瀬のほうに草地を持っておりますので、そちらのほうでございます。

○2番（中嶋国則）

堆肥の搬出ということが喫緊の課題かなと、緊急の課題だと思っておりますが、私は河合スキー場のほうへ牧草地の肥料として利用できるのではないかなということが1点と、それからもう1点お尋ねしたいと思いますが、堆肥のその処理に関連して、吉城コンポへの搬入の制限があつて難しいということでございます。これは政治的なことにつながりますけれども、少しこの辺のことで私なりの提案といいますか、を申し上げたいと思います。厳しい意見になるかと思ひますけれどもお願いいたします。

この吉城コンポの運営でございますけれども、いくつかの団体の株式を共有して運営をされているところでございます。

ところが、高山市が合併をいたしまして、高山市も出資、株ですか、それがあつたわけですけれども、これは吉城コンポに自社株として譲渡したということがございます。これは平成19年ころだと思ひますけれども。ですから平成20年以降は、飛騨市単独で吉城コンポの運営につきまして多額の補助金が出ております。高山市からは1円も入っておりません。これは私が調べましたところ、まず平成23年度には脱臭装置の補助金としまして1,967万円。それから、平成25年度には攪拌機の2台のうちの1台と、ショベルローダーの補助金、これが1,839万6,000円支出をされております。さらに、今年度26年度は攪拌機のもう1台ということで、800万円が予算化されております。合計しますと、4,606万6,000円が飛騨市から補助金が出されるということでございます。何を言いたいかといいますと、この高山市の畜産農家からも今、従前どおり搬入がされているわけですけれども、この辺のところを少し減らしていただいて、緊急避難的にこの鮎ノ瀬農場の分を一時的にですけれども、今山積みになっている堆肥を何とか吉城コンポと掛け合つていただいて、一時的に受け入れができないかということでございます。この2点についてお答えをお願いいたします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

吉城コンポの堆肥につきましては、これを売らなければなりません。そういったことも含めまして、製品の管理をしっかりやっていただいております。悪臭対策もしながら、良い製品を作って販売をしているわけですが、そこへ水分の多い堆肥を一時的にドンと入れたときに、どうなるかというような心配も一方ではあるわけですので、この辺につきましてはコンポの今の運営状況、こういったものをよく調べという

か、話を聞きまして、そういったことが可能なかどうか、こういったことも今の時点では分かりませんので、そういったことも含めて検討する必要があるのではないかというふうに思っております。

それで、今の問題になっております乳牛の堆肥につきましては、今ほど言いました万波牧場とか、そういった月ヶ瀬の採草地のほうへ持って行くということが計画されているということでございますので、そういったことが一番有効な手立てかなというふうな思いもあるわけでございますので、そういったものをひっくるめて全体的に検討していきたいというふうに思っています。

○2番（中嶋国則）

そういう答弁が来るかなと思っておりましたが、私なりにちょっと聞いたところですけど、これは畜産課の担当の方にお聞きしたのですが、堆肥舎にある堆肥と、それから堆肥舎の外にあるたくさんの方の堆肥があるわけですけども、野積み状態のような。これについては、今、コンポへ搬入しているのは堆肥舎にある比較的新しい堆肥、言い換えれば水分の多い堆肥を吉城コンポへ搬入しているんだということでございます。ですからその辺、今の鮎ノ瀬牧場といいますか、団地に置いて、ある程度水分を切った上で吉城コンポへ搬入すれば、そういった処理が可能だと思うわけでございます。これにつきましては、要望といいますか回答はいいのですが。できれば、すみません、回答をお願いします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

先ほども言いましたように、この吉城コンポとよく調整をして、今可能なかどうか調査をさせていただきたいというふうに思います。

○2番（中嶋国則）

ありがとうございました。それでは、2番目の質問に入らせていただきます。

飛騨市では、飛騨市の活性化を図る目的で、まちづくり協議会を設立し、各部会において前向きな検討がされているところでございます。私も各事業の推進、展開、成果等について大変期待をし、注視しているところであります。今回、観光に関する質問として、飛騨古川の中心エリア受入れ体制の充実についてお尋ねいたします。

まず、まちづくり協議会の交流促進部門では、本年度、着地型旅行商品の造成に向けて、受入れ体制側のおもてなしチェックや、顧客満足度の調査等を計画されております。交流人口を伸ばす上で大変重要な取り組みであると認識いたしております。

市では、この部会の取り組み以外に、古川の中心エリアに限定して、観光客の受入れに対して、何が必要で、何が課題で、それに対してどのように進めようとしているかを、まず伺います。

さて、さらなる観光客誘致のためには、市内向けの巡回案内チラシの充実が必要と思

われます。現在、外国語版を含め4種類の飛騨古川散策ガイドがあります。内容が画一的で、印刷費も高く豪華なチラシとなっている気がいたします。このチラシは、散策用というより、誘客宣伝用、視察時の資料用としては有効かもしれませんが、観光客が訪れたとき、市内の散策用に活用するには使い勝手がいまひとつだと思います。印刷費など高い公費を使っているにもかかわらず、観光客の利便性につながらないとすると、散策ガイドとしては適していないように感じております。

以前、市で作成したマップは、安価で見やすくすっきりしておりましたし、案内人会が以前作成した面白マップの再販の検討、あるいは奥飛騨朴念そばが作成したチラシの作成など検討していただけないでしょうか。

飛騨古川まつり会館、飛騨の匠文化館、瀬戸川の整備等により、古川町市内に訪れる観光客も増えて、飛騨市内の観光の目玉となっております。観光客に大変喜ばれることの一つとして、飛騨古川夢ふるさと案内人会があります。古川の良さ、見所を案内することで、観光客の「もう一度来てみたい」という声が大きくなり、リピーターにつながっております。案内人会の功績は大きく、大変感謝しているところであります。

しかし、聞くところによりますと、この案内人会は、本年5月11日をもって解散したようであります。誠に残念でなりません。

案内人会の実績を参考までに申し上げます。今から19年前の平成7年に10人ほどで立ち上げられ、ピーク時の平成21年には、正会員18名となり、ボランティア精神に基づき、会員相互の協力、関係機関、諸団体との連携を図るため、旅館業者などから51名が準会員として参加していただいた時もありました。解散時の会員は少し減りまして、正会員が16名でした。

平成7年度から平成25年度までの19年間に案内があったわけでございますけれども、個人、団体の案内は5,159件、延べ人数での案内ガイドボランティアの出動は6,432人、案内された観光客のお客さまは15万9,288人になります。年に平均しますと、8,384人の観光客の案内をされております。無料ボランティアガイドは、まさに「おもてなし」で、飛騨市、飛騨古川の良さを発信していただき、観光振興に多大の貢献をしていただきました。解散後も、今すでに受けている予約分については、案内を続けていただけると聞きましたが、その後の案内の予約も依頼があると聞いており、一刻も早い対応が求められております。案内人会とよく話し合いをされて、すばらしく価値ある案内人会活動が継続していただけるようご尽力をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

最後に、国土交通省の昇龍道春夏秋冬100選というものがありますが、飛騨市では、景観部門で、瀬戸川と白壁土蔵街が選ばれております。白壁土蔵と瀬戸川は、古川中心エリアのシンボルで、それを楽しみにおみえになる方が大半と思われれます。

現在、瀬戸川沿いにおいて、電線地中化のため蒲酒造様から上流には鯉が入っておりません。しかしながら、現在も工事はしておらず、せっかくおみえになるお客さまを失

望させております。5月の連休は多くの観光客もおみえになり、6月も順調にお客さまがおみえになっているところであります。せっかく訪れた観光客に「残念」を感じさせないように、ぎりぎりまで鯉を放流しておくことができないのは、観光を市の柱としている飛騨市としては不手際と言わざるを得ないのではないのでしょうか。

お客さまの興味が一度離れてしまうと、戻すのは大変なことです。案内人が案内するときには、工事をするため、ここには鯉がいない旨知らせているとのことですが、案内がない観光客には、何らかの周知看板を設置する必要があったと思われます。市は、来ていただいたお客さまを、本当に満足させる気があるのか疑問と思われます。市の見解を求めます。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長（水上雅廣）

それでは、ただ今の中嶋議員のご質問にお答えをさせていただきます。観光客受入れ体制の充実について4点のご質問がございましたので、順次お答えをさせていただきます。

古川エリアの観光客受入れについての課題と対応ということでございますけれども、現在の古川エリアの観光において、大きく5つの課題があると考えておりますので、それぞれについて取るべき施策を述べたいと思います。

課題の1点目は「観光でおいでになったお客さまに見ていただく、案内できる、または体験してもらう観光資源に『核』になるものがない」ことです。古川の観光を牽引してきたまつり会館、広く知られている古い街並みや三寺めぐり、匠の文化、和ろうそく店など観光スポットや資源はあるのですが、それぞれが単発的であり、さらに一步踏み込んで中高年、女子旅、カップルや子供連れのファミリーといったターゲットを絞って、さらに興味を持って案内できる、体験してもらう、歴史や伝統工芸などを説明できる複合的に案内できる仕組みが確立していません。

対応策としては3点目のご質問にもありますけれども、無償ボランティアや有料ガイドを含めて案内人体制の強化、またはガイドは付けなくても駅前案内所や匠文化館での案内機能を強化して、それぞれのターゲットに向けて興味を持ってもらえるスポットを丁寧に紹介することが必要であると考えます。

課題の2点目は「喫茶店など休憩場所やちょっと寄って見たくなる店が少ない」ことです。古川中心部の街並み巡りでは1時間もあれば充分であり、酒蔵での試飲後にお酒を買うといったようなことが一般的なパターンです。そこで古川の街中で長居をさせる、したくなる空間の創出が必要であり、空き家を活用しての喫茶店や土産店の開業の後押しをしながら、その店が生業としてやっていけるように入り込み客が増え、または地元利用客があるなど、好循環が生まれる必要があります。

課題の3点目は、1点目、2点目の課題と重なる部分なのですが、「体験できるアクティビティがない」ことです。「美ら地球」が行っている里山サイクリングはありますけれども、神岡のレールマウンテンバイク同様に単発的で、さらに体験したり訪れる場所がなく、短期間観光で済んでいます。

年間を通じた三寺めぐりとろうそく祈願、増島城などの文化財巡りと寺の座禅ツアーなどの商品化、各町内の屋台蔵や秋葉様巡り、薬草・薬膳料理を絡めた健康ウォーキング、昔の風情で雰囲気ある横町巡り、大銀杏の下での告白スポットや、今は古川で聞いていませんけれどもパワースポットなどの話題の作り込みなど、体験もの、アクティビティの商品化が必要です。

課題の4点目は「外国人旅行者の対応で特に英語圏対応がなされていない」ことです。高山に多く訪れている欧米からのお客さまを取り込むために、街角案内表記の多言語化はもとより、旅館でのカード決済、食事やマナーの違いに対応する環境整備が必要です。対応の第1弾として今年度、外国人おもてなし講座を開催してまいります。また、英語対応業務を委託するよう準備を進めてまいります。

課題の5点目は、短時間観光をさらに助長することにもつながりますが「散策しやすいように荷物を気軽に預ける場所や貸出自転車がない」ことです。駅前観光案内所でのロッカー復活や自転車貸出などは、きめ細かな対応おもてなしの第1歩としてでき得ることなので、対応していきたいと考えております。

次に、新たなガイドマップの作成についてですが、パンフレットについては、発地からの誘客用なのか、古川での散策用なのか、を分けて考える必要があります。現在の「古川散策ガイド」はこの点がハッキリしていません。基本デザインは作成後かなりの年数が経過しているため、更新の時期にあることも事実です。

今後、作成する上で考慮すべきことは「長時間滞在してもらえる仕組みづくり」を第1に考えなければなりませんので歴史的景観の街並みエリアばかりでなく、林昌寺付近や宮川左岸までにも広げたエリアの掲載や、古川町商工会しゃべりばち乙女の会が作成した手作りマップでの「地域ならではの」場所や店の紹介にも配慮することが必要です。また、クーポンなど商品を購入したくなる仕組みも付加させて、観光消費額の増加を企てることなども必要であります。

いずれにいたしましても、古川の雰囲気を伝える優れたデザインと1枚当たりのコストパフォーマンスも必要ですが、第1にはもらったパンフレットを家にまで持ち帰り、家族や友達にも見せたい、勧めたいようなガイドやマップづくりに努めてまいります。

夢ふるさと案内人会についてですが、議員が紹介をされましたとおり、長年にわたって古川町内を訪れる観光客に歴史や文化、街並み景観などの町の良さをPRいただきながら、おもてなしをいただいているものとありがたく思っておりました。

今回、その案内人会が解散されたと聞き及び、このようなことになった原因が、案内

人会と市の担当職員との間での協議や対話ができなかったことにあるとすれば、残念ではありません。先般、再度の設立に向け、来月中にも設立総会を開催していただけると聞き及んでおりますので、ぜひ再結成いただき、ご活躍されることを望んでおります。

このことを受け、担当課へは再結成していただけるよう、またその後も含め、適切な対応を取るよう申し付けているところでございます。

鯉の放流と案内周知についてでございますが、今年4月6日の鯉を入れる段階では、市道堀川町線の工事は4月から7月に電線埋設工事を、8月から12月に石張り工事を行うとのことであったため、このことを確認して鯉を入れる区間を決定いたしました。

また、昨年の工事で道路に埋設されていた使用されていない古い管を破り、瀬戸川の水がその管を逆流して減水してしまったというような事態があったため、鯉の影響を考えて安全策を取って鯉を入れる区間を決めた経緯がございますので、ご理解を賜りたいと思います。なお、看板表示につきましては、議員のご指摘のとおりでございますので、早期に作成し対応してまいりたいと考えております。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 着席〕

○2番（中嶋国則）

先ほどこちょっと言い忘れたのですが、ガイドマップにつきましては、観光協会でも立派な良いガイドマップを作っておみえになりますし、そういった観光協会とも同じ屋根の下に入られたわけですから、連携といいますか、意思の疎通をしっかりといただいて、おもてなしにしっかりとやっていただければと思います。というのは、案内人会が解散された経緯というのを市の担当者、あるいは案内人会の方からお話を聞きますと、思い違いといいますか、行き違いがあつてこんな結果になったんだということでございます。その辺のところ、今後に向けてやはり何と言っても連携が大事でございますので、同じ屋根の中でしっかりとやっていただきながら、観光協会と意思の疎通が駄目だと言っているのではないので誤解のないようお願いいたします。今後に向けてしっかりとやっていただければと思うところでございます。

それから2点ほど質問させていただきますが、今年、外国人のおもてなし講座を実施するようなお話がございますけれども、その辺の内容を詳しくお聞きしたいと思います。それから、それに関連しまして、先ほどの話の中で英語対応業務の委託も検討するようなお話がございましたけれども、これにつきましては26年度に委託されるのかどうか。その辺のところを2点お伺いいたします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（水上雅廣）

お答えいたします。外国人のおもてなし講座についてですけれども、内容につきましては、旅館ですとか土産物店をはじめ、市内の観光事業者の方を主に対象といたしまして、英会話やマナー、あるいは街並みの案内など接客を中心とした講座を考えておりま

す。時期についてですけれども、春、夏は旅館等の繁忙期というようなことも伺っておりますので、秋以降10回程度をめどに開催できればというふうに考えております。

それから、英語の対応の業務委託についてですけれども、今ほど申しあげましたように、外国人のおもてなし講座というものは開催をする予定でございますけれども、そのことでもってすぐに皆さんが対応いただけるというようなことにはならないという思いがございますので、今年度宿泊事業者からの、旅館関係者からの支援の要請ですとか、お泊りいただいている外国人観光客のお客さま、要望に応じたような市内の観光案内といったことに随時対応できるようなことで、英語の有資格者を配置したいということで、委託業務を今年度進めさせていただきたいというふうに考えております。

○2番（中嶋国則）

ありがとうございました。最後の質問に入ります。林業振興についてお伺いいたします。

去る、6月6日の中日新聞の社説に今年の林業白書について、森林への関心の高まりについて、林業が低迷する中で、森林を守り育てるには国民の幅広く息の長い支えが求められている、との記事が掲載されておりました。

その記事の中には『百年一作』ともいえる森林の整備には手間と時間がかかる。苗木を植え付け、雑草や灌木を切り払い、形の悪い木を伐採する間伐をへて成木を切り出せるのは、五十年から百年もかかる。国土の三分の二に広がる豊かな森林を守る百年の計をみんなで工夫したい」と締めくくっていました。

ご存知のように、我が飛騨市は、全国平均を大幅に上回る9割以上を森林が占める山国であります。我々の生活は、この山からの恵み、水、酸素、木材供給等によって支えられていると言っても過言ではないと思います。農産物につきましては、現在TPP交渉の真っ最中ではありますが、木材の輸入は、昭和39年東京オリンピックの年に自由化されて以来、国産材の利用は減少の一途をたどっております。ここ1、2年は上昇傾向にありますが、それでも7割以上が輸入材であります。最近、国道41号線を木材を満載し、富山方面や岐阜方面へ走るトラックを見かけるようになりましたが、飛騨市内で生産される木材の生産量は増加しているのでしょうか。

また、「飛騨の匠」の流れをくむ当地域の大工さんにとっても、その技術の伝承ができなくなってきていると言われて幾久しいのですが、昨年は消費税が上昇する前の駆け込み需要で住宅新築が増加したと言われました。飛騨市における現在までの推移は、どのような状況でしょうか。

飛騨地域における木材の需要を喚起し、消費の拡大に結び付けるような政策を検討すべき時期にあると思われませんが、お考えを伺います。

飛騨市でも戦後植えられたスギやヒノキやカラマツが60年から70年たち、間伐や伐採の時期を迎えており、市では、飛騨市森林整備計画を作成され、計画的に整備を進められていると思われませんが、転出され不在になっていたり、山に関心がなく、登記な

ども先祖のままになっていたり、山の境界が分からなかったりと、いざ地域ごとに整備を進めていこうとすると大変困難な状況だと思われます。今後、飛騨市の森林整備計画を進める上での具体的な対策をお伺いします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔農林部長 藤井義昌 登壇〕

□農林部長（藤井義昌）

それでは、ご質問3番目の林業振興についてお答えいたします。はじめに、飛騨市内で生産される木材の生産量についてお答えいたします。

飛騨市木材関連の6事業体から県へ報告されました伐採量データによる平成25年度の原木出荷量合計は約45,900立方メートルですが、飛騨市内での伐採量は集計されておらず分からないところでございます。

素材生産量の推移は飛騨市の分は分かりませんが、岐阜県全体の状況としては、平成23年度は334,000立方メートル、10年前の平成13年度は411,000立方メートルで約20%の減少、平成元年の907,000立方メートルと比較すると約60%の減少となっているところでございます。

また、飛騨市森林組合の間伐材のA材からC材までの搬出実績は約14,500立方メートルで、D材の根曲がり部分等は搬出されておりません。今後D材については、バイオマス発電用燃料への利用が検討されておりますが、輸送コストや、買い取り単価あるいは需給調整を誰が行うかなどの問題があり、現段階では不明瞭な部分が多いようであります。

2点目の木材の消費拡大につながる政策についてお答えいたします。

規模的には小さいですが、昨年度から木質燃料ストーブ導入に対して、本体価格の3分の1、上限10万円の補助を進めておりますが、昨年度実績は35件で、本年度6月11日現在で8件の申請を受け付けております。この補助制度は木質バイオマス普及促進と、低酸素社会の実現のため続けていきたいと考えております。

また、「飛騨市公共施設等における地域産材利用促進に関する基本方針」を平成24年度に策定し、市が新築、増築、改築する公共建築物等においては、原則として地域産材による木造化を図るよう努め、また現在、県産材利用の補助金を利用して木造、木質化による河合保育園の新築と、神岡町スカイドーム敷地内にある農産物直売所の増築などを進めております。

そのほか岐阜県の補助メニューであります「ぎふの木で家づくり」を推進し、県産材の受給拡大により飛騨市産材の出荷増進につなげたいと考えております。

ソフト面では「木育」を推進し、森に関心を持ってもらうため、森林環境税を利用した「森の仕組みの紹介冊子」作成や「木製玩具」の作成事業等を飛騨市農業まつりや、各種行事を利用し実施しているところでございます。

長期的な面では、今年度末稼働予定で郡上市内に建設される製材工場について、当初木材使用量は年間5万立方メートルですが、将来的には10万立方メートルまで伸ばす計画があるものの、現段階では飛騨市森林組合への出荷要請はないとのことですが、将来的には飛騨市産材の受入れに期待をしているところでございます。

いずれにしましても、木材使用は飛騨市だけでは消費拡大につながらないのが現状でございますので、木質バイオマスの普及や2020年の東京オリンピックに向け、関連施設等の木材建築を推進している国の施策や、木材高層化建築の技術革新などに期待するところが大きいです。

3点目の森林整備計画を進める上での具体的な対策についてお答えいたします。

森林法第10条により「市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象となっている私有林につき、5年ごとに、当該私有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の始期をその計画期間の始期とし、10年を1期とする整備計画を立てなければならない」とされており、飛騨市は平成27年度がその再策定年度になります。

現在、この計画の策定に当たり飛騨市森林審議会の組織強化を図るため森林、林業専門の委員を増員し、国、県の指針を踏まえ、飛騨森林管理署および飛騨農林事務所の準フォレスターにオブザーバーとなっただき、今年の秋から冬にかけて市の計画策定を進めていくこととしているところでございます。

また、森林整備を進めるに当たり、不在地主発生により森林所有者の情報が分からず、補助採択の面積要件確保ができなくなる案件が発生していることから、本年度、森林集約化促進のため、仮称でございますが飛騨市森林集約化推進協議会を立ち上げ、市および林業事業者が一体的に取り組む組織の立ち上げを進めております。

この集約化事業が進むと、飛騨市は計画的な事業推進が可能になるとともに、山林所有者は間伐、路網整備が促進し、地域に対しては災害の未然防止が図られ、さらには事業者は事業コストの削減等、それぞれに有益になると考えており、今後42団体の集約化を予定しているところでございます。

森林整備の促進に向けて、飛騨市では私有林整備事業補助金を設けて、所有者の間伐負担金を0円とし、災害に強い森林作りにつながりますよう取り組んでおります。

岐阜県では災害防止のため、未整備の人工林の間伐を優先し、天然林への助成制度は控えていますが、平成25年度には飛騨市が事業主体となりまして「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用し、スイスフォレスターと呼ばれる森林経営のプロフェッショナルをスイス連邦チューリッヒ州から招聘し「近自然の森づくり」を長期の展望に立って地域に根ざした取り組みとするため、飛騨地域の特色である広葉樹の森づくりに関する知識を深めるとともに、持続可能な林業経営を学ぶための研修会を実施いたしました。

今年度は飛騨市森林組合が主催者となり、県、市補助により同様の事業を実施したところでございます。市と林業事業者の連携により、今後広葉樹施策の進展につなげてまいりたいと考えております。

〔農林部長 藤井義昌 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

正午が過ぎましたが、この林業振興についての質問を続けます。

○2番（中嶋国則）

時間が来ているようですが、簡単に質問させていただきます。ちょっと専門的な答弁がいろいろあったのですが、素人でございますので素人に分かりやすくお話をお願いしたいと思います。話の中でC材とかD材というような表現がございましたけれども、これをどのようにもう一度使うのか、ちょっとお聞きしたいというのが1点と、もう1点を続けて。林業事業体の運営はどこも厳しい状況であるとお聞きしております。飛騨市ではまちづくり協議会が平成24年に発足し、各部会が活動しておられますけれども、里山等を活用した農商工連携事業を検討されたらいかがでしょうか、お伺いいたします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□農林部長（藤井義昌）

まず、はじめのA材B材等の関係でございますが、A材というのは家を造る本当の製材の丸太とかの、柱とかの、本当の良い木でございます。B材が合板材、そしてC材がチップ用の木、D材がその他の間伐の廃材みたいな形となるところでございます。

農商工の連携により、いろいろと活性化をしなければいけないということのご質問でございますが、今後とも特に住宅事情などもございますし、家具等のほうも飛騨につきまちは「飛騨の匠」ということで盛んに行われているところでございますので、そういった材にも大いに利用できるように、また協力していきたいと思っております。

○2番（中嶋国則）

ありがとうございました。私の地域では今、地籍調査をやっております。やはり時間がたつほどに不在地主の増加とか、山の境界が分からなくなる状態でございますので、市の計画する森林整備もやはりだんだん難しく、進まなくなるような気がいたしますので、その辺のところ市がリーダーシップを発揮していただいて、関係機関と健康な山づくりの前に前向きに取り組んでいただくことをお願いいたしまして、質問を終わります。

〔2番 中嶋国則 着席〕

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

ここで暫時休憩といたします。再開を1時10分といたします。

（ 休憩 午後0時03分 再開 午後1時10分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。午後から執行部の基盤整備部長、川瀬智彦君が公務のため欠席です。次に6番、後藤和正君。

〔6番 後藤和正 登壇〕

○6番（後藤和正）

議長のお許しを得ましたので、通告に従って質問をさせていただきます。今回三つの方向から教育長にご質問させていただきますが、共通の思いとしては飛騨市の将来を見据えた教育についてを主軸としてお伺いいたします。

6月4日に東京大学大橋教授の宇宙物理学と、そして玄田教授の希望学との「2つの異なる分野が出会った時、新たな世界が広がる」という講演と対談会が神岡町公民館で開かれ、ほぼ満席の大盛り上がりでございました。山本教育長も行ってみえましたが、私は希望学というものを初めて知りました。hope is a wish（ホープ イズ ア ウィッシュ）希望は願い、祈り、気持ち。for something（フォアサムシング）、何かを得るために。to come true（トゥカム トゥルー）、実現させよう。by action（バイアクション）、行動する。と四つの柱であると教えていただきましたが、希望とはまだない存在、今の実現はないがこうなってほしい、明日の向こうに必ずあるはず、こんなふるさとへの希望を持って山本教育長の願いや気持ち、教育方針をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

それでははじめに、一貫教育について尋ねいたします。文部科学省は、市区町村の判断で公立の小中一貫校を設置できる制度の導入に向けて検討を始めております。現在でも一部の自治体において特例として導入されております。現行では小学校が6年間、中学校3年の6・3制ですが、9年の義務教育期間を4・3・2制や、5・4制と、自治体独自のやり方で弾力的に運用し、地域事情に合わせたカリキュラム編成が可能になるように、学校教育法の改正案を来年の通常国会に提出するようであります。最近の小学生の心身の発達が、6・3制を導入した1947年に比べて2年ほど早まっているとか、中学進学の際に学校生活の変化に適応できないなどの不登校が増えているということです。

また、小学5年生から英語を正式教科にする検討もされております。一貫教育によって系統性、連続性を重視した英語教育を可能にし、小学校から中学校のように教科担任制も導入しやすく効率的な教員配置もできるとされております。

しかし、一方では小中一貫校の制度化で転校生のカリキュラムがずれて対応しにくい問題や、9年間の子供同士の人間関係が固定される課題もあると言われております。

お隣の白川村では、すでに保小中一貫教育を実施してみえます。これは成原村長が教育長のころからの強い思いもあって、保育園を教育委員会の所管にされたそうです。それによって、それまでの親が主体の保育から、幼児主体に自立、共生、貢献の共通理念

に沿った指導ができるようになり、実際にしつけや給食のとり方など一貫した同じ指導ができると言ってみえました。保育園と小学校の円滑な接続により、いじめ問題等の対応もできていくということでした。

また、27年度から本格始動する幼保連携型認定こども園教育・保育要領の考え方も、乳幼児期にふさわしい生活を通じ、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うとした小学校における教育の円滑な接続の配慮を基本にしております。

白川村教育委員会では、将来の白川郷をつくるためには学力が必要であり、子供には村へ帰ってきてほしい。それにはふるさとを愛する人を育み、食べる社会人を育てるといった考え方を示してみえて、それを根底に白川村が進める保小中一貫教育「心豊かであくましく ひとりだちする子 ふるさと白川郷に夢と誇りを」の理念が作られております。高山市の西小学校でも保小連携教育をやってみえると伺いました。私としては、飛騨市も公立保育園が当然対象になりますが、保小中の一貫教育を施行できないかと思っております。

井上市長の諸般の報告でもありましたが、飛騨市の将来を担う若者、また飛騨市を支える若者育成をよく口にされます。頂いた学校教育要覧にも「ふるさとを愛し、たくましく生きる力を育む教育」を方針に、特色ある教育活動に取り組んでいくと書かれております。将来の飛騨市は教育にありと言っても過言ではないと思っております。12月議会では飛騨市の救世主、起業できる若者づくり、創造性を持ってふるさと飛騨市を担ってくれる明日への希望、それは教育にあるとして地元高校の魅力化プロジェクトについて私提案しましたが、企画商工観光部長の答弁では、地元高校2校ではほかに誇れるような特色ある教育をしていて、吉高ではきめ細やかな学習指導は県内でも高水準の評価がある、神高は、進路にきめ細かく対応していて部活動においてロボット部が活躍している。しかし、このように各校に特色や強みがあるのに、中学生や保護者に知られていないので今アピールをやっている、と述べられました。その答弁では実はちょっとがっかりしました。本日は、明日への希望から実現させようとする行動に展開するような、ふるさとに望みを持った前向きな答弁でお願いしたいと思います。そこで、教育長に次の4点をお伺いします。

「ふるさとを愛し、たくましく生きる力」とはどういった人を育むことか。教育を通じた人づくりについてと、その意とするところ。また、そのための特色ある教育活動とは、どのようなものかお伺いします。

2点目に、文科省が検討している小中一貫教育の必要性についての見解をお伺いします。

3点目として、2点目に関連しますが、現在の小中6・3制の9年間の義務教育期間についての制度等の検討としては、どのようにお考えかお尋ねいたします。

4点目は、保小中の一貫教育を施行できないか。それに基づき、保育園を教育委員会の所管にすることを検討できないかお伺いします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔教育長 山本幸一 登壇〕

□教育長（山本幸一）

それでは、一貫教育に関わっての4点のご質問に順次お答えいたします。まず1点目、「ふるさとを愛し、たくましく生きる力」と特色ある教育活動についてです。

端的に申し上げ、「ふるさとを愛する人」とは、ふるさとで生活することに喜びと生きがいをもち、ふるさとに貢献できる人に越したことはありませんが、どこで生活しても、ふるさとに思いをはせ、その良さを伝えることのできる人です。また、「たくましく生きる力のある人」とは、夢や希望をもち、その実現に向かって意欲的に学び続ける人です。

この人づくりの基礎段階としての学校教育では、学力の確実な定着と、思考力、判断力に優れ、豊かな表現力を身に付けた児童生徒の育成はもちろんですが、各学校の地域環境としての自然、文化、社会との関わりを通して、ふるさとを考え理解させる「ふるさと教育やキャリア教育」の充実に力を入れております。これは、企画商工観光部との連携による「飛騨市特色ある教育経営推進事業」が各学校に定着していることも影響大であるというふうに捉えております。一昨年、キャリア教育優秀校としての神岡中学校の文部科学大臣賞受賞、また昨年度の岐阜県ふるさと教育表彰の優秀賞に、河合小学校と山之村小中学校、奨励賞に古川西小学校と、飛騨市から3校も選出されたことが特色ある教育活動の成果としての証であると考えております。

なお、特色ということでご質問をいただきましたので1点補足いたしますが、飛騨市全ての学校の全ての児童生徒が身に付けることが特色ある教育活動としての捉えから、一昨年度より、市学習習慣確立指針としての、話す人の目を見て、だまって最後まで聴く、すなわち「聴く力」と、結論に根拠を付けて話す、すなわち「話す力」に徹底してこだわってきた現在、約8割の児童生徒に身に付いてきていることを、市全体の特色ある姿として申し上げさせていただきます。

2点目、小中一貫教育の必要性についての考えを申し上げます。

まず現状ですが、山之村小中学校で実施しています。小学校教師は小学校だけ、中学校教師は中学校だけの指導ではなくて、兼務辞令によって指導を可能にして、専門性を生かした指導ができるようにしています。小、中学校9年間の発達段階を見通し、各教科の専門的な内容を児童生徒に身に付けさせていると捉えております。

また、市内の中学校区においては、市学習習慣確立指針の目指す姿の達成に向け、小学校と中学校が常に連携しながらその指導に取り組んでいます。児童生徒の「学び」が途切れることのない取り組みとしての一貫教育の一つと考えます。

さらに、最近では、小学校と中学校の研究会等での呼びかけ等により授業参観交流や、生徒指導、あるいは特別支援に関わっての課題解決会議等も積極的に実施されております。小中一貫教育という教育システムについては、山之村や白川で成果を上げています

が、両校のような同一施設内で9年間のカリキュラムを実施する「施設一体型」は、現状において飛騨市の他の学校ではできません。小中学校が別々の建物のまま、カリキュラムだけを実施する「分離型」は、もちろんこれも条件整備はかなり必要になりますが、研究、検討していきたいと考えています。現在、何よりも大切なことは、小学校から中学校に確実な育ちのリレーが行われる態勢にあつて、校長会にその充実に努めるよう提言しております。3点目、9年間の義務教育期間についての考えです。

ご承知のように、国では現在6・3制の義務教育期間の弾力的運用について議論されておりますが、6・3制から、例えば4・3・2制等に改正すること自体が目的ではなく、児童生徒の育ちの現状や課題を踏まえて、「子供にどんな力を付けるか」を明確にした上での判断が重要であると考えます。

現時点では、6・3制の義務教育期間での児童生徒の成長に大きな問題点を捉えておりませんが、今後、国や県の動向と教育界全体の風向きを注視しながら「飛騨市の子供にとって」で、考えていく所存です。

4点目、保育園を教育委員会の管轄にすることについてお答えします。

市内の保育園、小学校は、小1プロブレムが生じないように、年間を通じ、保小交流会や園児と児童の交流活動等に積極的に取り組んでいます。

また、保育士と教職員が、定期に授業参観、保育参観を行い、参観後には保育指針や学校経営方針をもとに情報交流を行い、園児や児童の指導、支援に生かす取り組みを継続しています。特に、障がいをもつ園児の小学校での受け入れ、小学校入学後の生活実態などを交流する市民福祉部の事業「統合保育参観」に教育委員会も積極的に参加して、保育・指導の共有を図っております。

教育委員会内に保育担当者を配置している市もありますが、飛騨市においては市民福祉部と連携がとれ、円滑な態勢がとれておりますので、現時点では、保育園を教育委員会の管轄にという考えはありません。今後は、小学校で「スタートカリキュラム」を作成して、保育園と情報を共有しながら「学びをつなぐ保小の連携」をさらに充実させていきます。

〔教育長 山本幸一 着席〕

○6番（後藤和正）

歯切れのいい答弁をありがとうございます。教育での人づくりと、ふるさと存続についての関係がよく分かりました。また、保小中全て、保育園・小学校、小学校・中学校、これが連携されているということで、よく分かります。現在は問題がないということも言われましたし、子供にどんな力を付けるか考えて、分離型の研究をしていくということでした。もっとも飛騨市に合った制度の確立に全力を尽くして、最適な方法を取っていただきたいと思えます。それでは次の質問に移ります。

文科省が計画している英語教育について、次はお尋ねいたします。英語教育は、山本教育長が神岡小学校の校長でおられた平成21年度に文科省の指定を受けて、「外国語活

動における教材の効果的な活用及び評価の在り方等に関する実践研究」授業を研究されております。研究次第に、コミュニケーション能力の素地を養う小学校外国語活動のあり方を追求しての実践で、この授業推進に対して多大なる貢献をいただいた山本教育長へ敬意を表し、今後における文科省の方向付けに対してのお考えをどのように捉えられているのか、お尋ねしたいと思います。

「英語教育改革により、文部科学省では教師が英語だけを使う授業を高校だけでなく中学校でも行うなど、英語教育の開始時期をより引き下げる計画であって、文法中心の指導であった教員の間では、どうやってコミュニケーション中心の指導をすればいいのか戸惑いが広がっている」と新聞に書かれていました。平成30年度には、小学5年生から英語が教科化され、学校担任のほか専科教員が週3時間ほど教える体制が取られ、学級担任を中心とした現在の外国語活動は週1から2時間程度で、3年生から前倒しされます。

32年度からの新学習指導要領の全面実施を目標に、小学校から高校までコミュニケーション能力を前面に出した指導に改め、12年間の学習到達目標を設ける計画となります。

確かに、英語は幼いうちから聞いたり話したりしたほうが習得しやすく、以前テレビで仙台だったと思いますが、職員全員が外国人で英語しか話せないという幼稚園の様子を見ました。その子たちが小学生になってアメリカへホームステイするのですが、何も困らず、ホームステイ先に着くなり同じ年頃の子とアメリカのテレビゲームをして楽しんでいました。アメリカの親御さんも日本の小学生の英語力、順応性に驚いていました。そのときのテレビの説明では、9歳までに英会話での外国人の発音を覚えないと、口と舌の使い方や外人のような発音ができないと言っておりました。乳幼児から自然に教えたら、苦勞や無理をせずに覚えられるのにな、と感じました。

前の一貫教育の質問で例えに挙げました白川村では一歩進み、小学1年生から英語に親しみ、9年間を通して英語教育の充実を図り、世界を視野に入れ国際性豊かな人間形成を目指すとしています。

しかし、問題は英語の先生です。「よそから英語のコミュニケーション力のある先生に職員として来てもらいたいくらい」と言ってみえました。文科省は来年度予算で、英語教育のリーダー教員の加配を要求しており、このリーダー教員を中心に地域の中核教員や学校現場の専科教員を育てていく考えを示しています。また、中高の全英語教員には、外部検定試験の目標達成を求めるとされたり、英語教員の研修や海外留学など教員の指導力強化が必要であります。飛騨市でもこうした事業を行っていくためには、小中学校に英語教員が必要となってきます。先生づくりに非常に時間と費用が必要ではないかと思われます。それでは4点についてお伺いします。

グローバル化対応と言われますが、日本人にとってこの世の中、英語の必要性をどのように思われているのかお伺いします。2点目、文部科学省が打ち出した英語指導に対

する本市の見解をお聞きします。3点目に英語の先生をどうするのか。この英語教育改革に対応できるのか。4点目の質問については、高山市では外国人観光客相手に高山の歴史や伝統を伝えられる人材を育てようと、昨年から中高生を30名ほど募集し、作家のデュラン・れい子さんを講師に外国の文化やマナーの基本を学んだり、日曜日に外国人観光客と話したりするグローバルコミュニケーション講座を行っています。飛騨市でも、こういったふるさと学習と英語学習をリンクした町並み案内、午前中に水上部長が観光客受入れの課題の中で、外国人旅行者の英語圏対応ができていないので環境整備が必要、と言われました。また、おもてなし講座の話もありましたが、外国人と触れ合える取り組みも良いと思います。そこで、特徴あるプログラムの提供ではどのようにお考えか。以上、4点についてお答え願います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔教育長 山本幸一 登壇〕

□教育長（山本幸一）

英語教育についても、4つの内容からご質問をいただきましたので、答弁をさせていただきます。

まず、これからの英語の必要性についての捉えですが、議員おっしゃいましたようにグローバル化が急速に進展する中、将来、国際的に活躍できるグローバル人材の育成は、飛騨市にとっても大変重要な課題であると認識しています。当然、外国語、とりわけ英語が日常の中で話せることは必要条件であると考えます。

近年、飛騨市へも多くの外国から多くの観光客が訪れるようになりました。その観光客の人たちへの対応において、臆することなく心を開き、飛騨市のすばらしさを外国語によって伝える力を身に付けさせることは、飛騨市への誇りと愛着を育み、将来の飛騨市を力強く担う人材育成にもつながると考えます。

次に、文部科学省が打ち出した英語教育についての見解ですが、打ち出したのは、グローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、小学校における英語教育の拡充強化、中・高等学校における英語教育の高度化など、小・中・高等学校を通じた英語教育全体の抜本的充実を図ることです。

議員からもご紹介いただきましたが、平成21年度、私の教員生活最後の年ですが、神岡小学校が文部科学省指定研究実践校として、「外国語活動における教材の効果的な活用及び評価の在り方等に関する実践研究」を研究主題に公表会を行いました。現在、飛騨市の小学校ではその実践を基に、外国語活動を通じてコミュニケーション能力の素地を育てる実践に努めています。

また、この7月14日から18日の5日間、市内の小学校教員1名を文部科学省主管の英語教育推進リーダー中央研修に派遣し、終了後、その成果を市内の小学校教員に還元させる予定であります。2つの事例を申し上げましたが、5、6年生の教科化にあた

っては、何よりも専門指導教員の養成と配置が必要です。文部科学省も、ただ今申し上げました中央研修の実施とか、あるいは小学校英語の特別免許状を創設する考えなどを示していますが、いずれにしても、人材配置と小学校の教科化による中・高の教育内容の見直しが必要であるというには考えております。

3点目、議員が心配をされておみえになります英語の教師不足等、改革への対応について答弁いたします。

まず、本年度の市内の現状を申し上げますと、管理職を除く小・中学校教員のうち、英語の免許所有者数は小学校が4人です。それから中学校は8人の計12人で、中学校においては充足しております。

なお、小学校では、英語の免許保有の有無に関わらず、5、6年生の学級担任は外国語活動の授業を行っております。ただ今申し上げました「英語教育推進リーダー」による研修等を計画的に行いまして、市内の小学校教員の英語指導力の向上を図ってまいります。

議員が申し上げられましたように、平成30年には、教科化英語の先行実施、32年度から新学習指導要領としての全面実施という計画予定にある中、当然、県教育委員会では人事配置を考えるでしょうが、市としてもこのことに関しましては、見通しをもって指導力の向上に努めなければならないと考えています。

最後、特徴あるプログラムの提供についてお答えします。

まず、何よりも申し上げたいことは、昨年度からスタートしました中学校における数学のスーパー少人数指導を、本年度は英語にも拡充することができたことです。各学校では、習熟度別の発展コースで、市費で雇用の非常勤講師とALTとともにオールイングリッシュで授業を行ったり、飛騨市の良さを紹介する英語のガイドブックづくりに取り組んだりしながら、コミュニケーション能力やふるさと飛騨市の良さを英語で伝える力の育成を目指しています。

また、英検等の外部検定試験にも積極的に挑戦させて、生徒の意欲を引き出し、英語力の向上を図っていますが、さらなる充実に努めていく所存でございます。以上、答弁とさせていただきます。

〔教育長 山本幸一 着席〕

○6番（後藤和正）

ありがとうございました。一つお聞きします。今、先生が小学校4人、中学校8人、12人と言われました。そして、市としても英語教員の推進リーダー研修とか積極的にやって、そこからまた教員に研修してもらうということでしたが、実際これは英語教員と専科教員というか、飛騨市の小中学校の規模だと今12名ですが、どのくらい不足して、どのくらいが教員として必要になるのかということと、こうやって研修で教員をつくられていくのですが、英語のできる教員に他から来てもらうことのほうが時間と費用は助かるのですが、そういった考えも持たれているのか、お伺いしたいと思います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□教育長（山本幸一）

お答えします。まず、中学校に関しまして、これは教科は教員数は決まっておりますので、8人が10人になったり、12人になったりすることは難しいです。これはもう法的に決められております。

それから小学校に関しましては、現在のところは外国語活動としての実戦でございますので、英語の免許がなくても授業はできますけれども、当然今後5、6年生の英語が教科化されますと、それなりの専門的な教員が必要に、免許を持っているとか、あるいは資格を持っているとか、そういう指導者が必要になりますので今後それらの充実に向けて、これは飛騨市だけではなくて飛騨地区、県全体として考えていかなければいけない大きな課題であるというふうに捉えております。

○6番（後藤和正）

ありがとうございました。将来英語が話せることが必要条件となると述べられました。スーパー少人数にしてやられることも、本当に意欲的で良いなと思いました。飛騨市の子供たちが世界を相手に幅広く生き抜く力を身に付けることが、他の地域に引けを取るのではなく、先行していやっていただけるように、しっかりした実施計画を立てていただくことをお願いして、最後の質問、教職員の人事交流についてお聞きします。

第二次岐阜県教育ビジョン基本目標3には、魅力ある教職員の育成があり、内容では「教職員の職務は、子どもたちの心身の発達に関わっており、その活動は、子どもたちの人格形成に大きな影響を与えます。よりよい教育を実現するためには、優れた教職員が不可欠であり、優秀な人材の確保と教職員の資質向上を図ることで、子どもたちに夢を与えることができる教職員の育成を目指します」とあります。また、飛騨市小中学校教育の方針の2番目に、「誰からも信頼される教職員として強い使命感・責任感・倫理観をもち、人間性を磨き、確かな指導力を身に付けます」と書かれておりました。

現在、先生方のほとんどが飛騨市内の学校を飛騨市の中で移動されており、慣れ親しんだ環境の中に顔なじみの先生が教員生活を送ってみえます。昔は、県内でも美濃飛騨交流人事が頻繁にあったと聞いております。空気でも水でもよどむとよくありませんので、これらの方針や目標が達成されるためにも、市内外の出入りが必要なのではないかと思えます。飛騨市内の学校にはすばらしい先生ばかりみえますが、特に力のある先生を外に送ることが大事ではないかと思えます。えてして、自分の市内の学校の先生のことばかり思いがちですが、飛騨市の先生の向上が将来の飛騨市の大きな力となると思えます。また、よそから来ていただいた新しい先生たちの交流によって、その交わりから新しい優れた発想や効力を得られるようにも思えます。

そこで、教育長に3点お尋ねします。まず、本市の教職員の資質向上についてのお考えを伺います。2番目に、人事交流は学校教育において必要ないものか伺います。3番

目に、飛騨地区教育長会で話題に出ることはないのか。以上、3点をお聞きします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔教育長 山本幸一 登壇〕

□教育長（山本幸一）

大きな三つ目、教職員の人事交流における3点のご質問について答弁いたします。まず、飛騨市の教職員の資質向上についてです。

「子どもの健やかな成長には、最も身近な人的環境である教職員の資質や指導力が大きく影響する。教師の一言が児童生徒の一生を変えることさえある」を私の信念とし、校長会や学校訪問を通して指導と見届けに努めています。昨年度、飛騨市においては極めて残念な不祥事が発生しましたが、多くの教職員は、飛騨市の児童生徒の成長を期して精一杯取り組む教職員がほとんどです。

そんな中で「あと一步」を常に意識し、教育委員会も施策を講じていますが、その一つは、市内全教職員を対象に市教育研究所主催の指導力向上講座の計画的な実施です。本年度はこれまでに2回、「市標準学力調査の分析からの授業改善」、それから「国語科の専門性を活かした授業改善」の内容で実施しまして、合わせて59名が受講しました。この講座の研修結果が、各学校の校内研究会等につながることを期待しているところで

す。

また、年3回の学校訪問や市指定の公表会での授業参観において、教職員の指導のあり方や児童生徒の学びの姿から成果と課題を明確に捉え、指導、助言に努めています。

二つ目、学校教育における他市との人事交流についてですが、私は、教職員の人事異動は、教職員一人一人の指導力向上と学校の活性化を図ることが大きな目的であり、議員ご指摘のように人事交流もその1つとして極めて重要であると考えています。

これまでも研修校派遣、へき地小規模校派遣、中高及び特支交流派遣、教職大学院派遣等、他市や飛騨管外のみならず、校種間での人事交流を計画的に進めてきました。本年度も派遣教員として飛騨市の期待を背負って活躍している教員が何人もいます。

今後も、特色ある学校づくりの推進のため、市の教育委員会や校長の人事構想に基づいて、計画的かつ見通しをもって人事交流を進めていきます。

最後に、飛騨地区教育長会などでの話題についてですが、よく話題になるのが研修校派遣のことで、高山市の北小学校と日枝中学校の2校が研修校に指定されている中、飛騨市からも精いっぱい派遣に努めています。本年度の4月は北小学校、日枝中学校それぞれ2名、計4名が研修を終えて飛騨市に戻りました。今年、北小に3名、日枝中に1名派遣中ですが、その教員の現状報告、人事展望、さらには今後の配置可能人材などについて話題となることがあります。いずれにしましても、児童生徒数の減少、それから学校数の減少に伴って、さまざまな人事上の課題が毎年出てきますが、基本的に「飛騨は一つ」というものの考え方に立って、今後の人事を考えていくという共通認

識を持っています。以上、答弁を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔教育長 山本幸一 着席〕

○6番（後藤和正）

どうも、ありがとうございました。教育長も人事交流については、活性化を図る意味で大きな目的で重要だと言われました。最近、特に美濃から、この辺でもそうですが、希望者がいないと伺いました。実際、現状はいかがなのでしょう。そして、先ほど研修校派遣と言われましたが、それ以外に実際に高山、下呂、白川とトレードするようなことは、最近はないのですか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□教育長（山本幸一）

まず、お答えする前に、かつては例えば飛騨市においても4つの自治体があって、そこで人事交流が行われておりました。現在は、飛騨だけで言いますと3市1村ですので、非常にその点での人事というのは難しくなっていることは事実でございます。

そこで、美濃とか岐阜方面からの希望者、これがないかどうかということはちょっと私具体的には把握しておりませんが、へき地派遣希望教員、これは少なくなっていることは事実です。岐阜地区とか、そういう所から飛騨の、あるいは東濃の小規模校へ行きたいというような希望者が少なくなっていることは事実です。

なお、当然管理職は、今年も飛騨市から出た校長は管外へ出ておりますし、特に大きい交流人事はありませんけれども、全くないということではありません。なお、参考までに岐阜地区のほうから飛騨市へ入る教員というのは初任者、これについては飛騨市のほうに毎年数人は入っております。現在も、今年5人おりますけれども、ほとんどが飛騨市、飛騨地区外からの教員でございます。

○6番（後藤和正）

全般的にご丁寧なご回答、意気込みが感じられるご答弁をありがとうございました。共通の思いとして、飛騨市の将来を見据えた教育として大きく3点から質問させていただきました。飛騨市を担ってくれる子供たちにベストの環境を与えていただくために、今後も組織を挙げて職員一同ご努力されますことをお願いし、私の質問を終わります。ありがとうございました。

〔6番 後藤和正 着席〕

◆休憩

議長（菅沼明彦）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時51分 再開 午後1時52分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。次に10番、森下真次君。

〔10番 森下真次 登壇〕

○10番（森下真次）

議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入ります。市が管理する財産の取り扱い、旧神岡鉄道の活用について質問をいたします。

最初に、市が管理する財産の取り扱いについて大きく2点を伺います。一つは、本年第1回飛騨市議会定例会において、私たち議会は26年度予算に対する附帯決議を行いました。これに対する市の考え方、もう一つは、市道敷地の登記状況についてであります。

決議は市の財政、そして維持管理の面から財産を見直すということではありますが、4項目にまとめています。

1点目は、一部のものを除き、市が管理している全ての財産について再点検を行い、今後の活用方針を明らかにする。

2点目は、点検をした結果、活用見込がない財産については、原則として処分する。

3点目は、土地を借り受け運営している施設等については、必要なものは土地を買い上げ適正に管理する。活用見込のないものは施設等を処分し、土地を返還する。

4点目は、個人または法人の住宅または工場等の用に供するため、貸し付けている土地及び建物については、借り受け者に売却する。以上の4点がその決議した内容です。

5月に開催されました議会総務常任委員会におきまして、市はこのことに対して4月末までに各部で方針を出し、5月中旬頃から方針に基づき行動を起こすと、その意欲を示されました。

さて、飛騨市は合併10年が過ぎ、11年目を迎え、いろいろな意味で一区切りついたと感じています。その中であって、市が支払うまたは徴収する借地料、使用料等は、合併前の町村のそれぞれの事情により、単価が決定され、現在に引き継いでいるものもあります。先に申し上げましたが、一区切りついたこともあり、合併後の方針に従い統一されていくべきものと考えます。

また、もう一点の市道敷地の登記については、以前、福田議員が質問され、それから時間も経過しましたので今一度状況を伺います。所有者が亡くなれば相続がされていなかったり、また市より転出されたりすれば登記事務は一層難しくなり、問題が生じる可能性もあるため伺います。

1点目、再点検を行った結果の方針とは、であります。市が管理する全ての財産を再点検し、今後の活用について各部で方針を出し、執行部とヒヤリングを実施すると聞いていますが、市として統一された結果の方針を伺います。

2点目、どのような行動をとっているのか。当然、出された方針に従い、行動をとる

ことになるわけですが、今現在どのように行動をとられているのか伺います。また、すでに成果があれば、ぜひ聞かせたいと思います。

3点目、使用料等の増額に対する市の支援策は。今回、方針を出され条例等にのっとって算出した場合、使用料が急激に増額し、一気に負担が増し、このことにより公的団体の活動が鈍り、それが市の活気を奪うようなことは絶対避けていただきたいが、こういう状況が生じた場合、市は支援策を講じる予定はあるのか伺います。

4点目、未登記市道敷地の登記状況は。市は約27億円の費用を要するが、未登記道路の精査を行い、処理計画、処理方法を検討していきたいと答弁されております。多額の費用が予想され、短時間で処理できるとは思いませんが、現在の登記状況を伺います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔副市長 白川修平 登壇〕

□副市長（白川修平）

それでは、森下議員の市が管理する財産の取り扱いについて答弁をさせていただきます。

市が貸借している、貸し借りしている土地や建物の取扱いは、合併前の町村によって異なっておりました。合併に際してこれらの取り扱いを統一すべく調整すべきでありましたが、この10年間、借地料や貸付料が統一されることなく不均一なまま現在に至っており、いまだに不均一な状態が存在していると認識をいたしております。

したがって、今回の見直しは、こうした不平等を解消し、公有財産の管理について、公平性を確保しながら、いかに効率的に行うかという観点から、全庁的に実施するものでございます。

公有財産の目的外使用料につきましては、減免している団体等が統一されておらず、活動目的を同じくする一部の類似団体において、減免を受けている団体と、受けていない団体が存在するなど不公平性の問題が放置されたままとなっております。使用料算定基準等につきましても明確化されておらず、これらに対処するため本年4月に「飛騨市行政財産の目的外使用に係る使用料等徴収事務取扱要綱」を整備したところです。

普通財産の貸付料につきましては、平成16年7月に「飛騨市普通財産貸付料算定要領」により算定基準が決まりましたが、実態は旧町村のまま見直しされていない案件がありましたので、本年から全ての普通財産について、当要領による算定基準に統一するよう交渉を始める予定です。なお、普通財産の売却については売却可能なものから「不動産鑑定」または「飛騨市公共用地の譲渡基準額に関する内規」により価格を算定し、処分を進めてまいります。

一方、市が借り入れている土地のうち、市有施設用地として、購入すべき土地は「不動産鑑定」または「飛騨市土木事業用地買収基準に関する内規」により基準となる買収価格を設定し、購入を原則に進める方針です。

また土地の借地料につきましては、そのほとんどが個別の契約に基づき算定されているため、算定根拠が不統一な状態にあり、本年5月に取り決めた「事業用地の借地料交渉基準」により算出した借地料交渉額をもって、地権者と交渉を始めます。

まず1点目、再点検を行った結果、統一された方針についてお答えをさせていただきます。

内部協議の結果、市が借りている土地につきましては、今後も市有施設用地として必要なものは購入を原則とし、不必要なものは返却することとした方針の下で、延べ195件のうち、購入するとしたものは56件、借地料を見直すものとしたものは121件、施設を取り壊し返却するとしたものは8件、その他検討を要するものは10件として分類をいたしました。

市が貸し付けている土地および建物については延べ135件のうち、売却するとしたものは54件、貸付料を見直しするとしたものは61件、その他検討を要するものとしたものは20件として分類をいたしました。

行政財産目的外使用に係る使用料の算定につきましては、先ほども申しあげましたように、活用目的が同じような団体でありながら、使用料の取り扱いが異なっていたことが見受けられたため、これらについても「飛騨市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例」等に基づき適正に算定するよう統一をいたしました。

2点目でございますが、方針に従いどのような行動をとったか、既に成果はあるのか、とのご質問でございますが、方針に従い、行政財産の目的外使用料につきましては、本年4月中旬から交渉を始めたところです。その他の財産の交渉につきましても順次進めております。成果といたしましては、交渉の結果、公正・公平原則から市の方針に理解をいただいた個人、団体もすでにみえます。

3点目、条例等により算出した使用料が増加した場合、市は支援策を講ずる予定はあるか、のご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、行政財産の目的外使用料の増加により、使用者である団体等の活動に大きな支障が出ることは避けなければなりません。使用料につきましては、公平性を保つためにも条例等により適正に算定した額を徴収させていただきますが、団体の活動内容や経営状況から見て、支援が必要と判断した場合は、自立を促すことを前提に支援策を講じるよう市長から指示を受けております。したがって、市は平等に使用料をいただき、団体存続のために必要なものは支援する方針で検討いたしております。

なお、地方分権一括法の施行により、平成17年3月末までに、国から市町村に譲与されました法定外公共物につきましては、その機能が喪失し、用途を廃止したしたものにつきましては、市町村が自ら売却することができるようになりました。現在、市では、法定外公共物の売り払いについても進めるよう市ホームページ等でPRしているところです。しかしながら、現実には、占有面積が小さく、売り払い代金が少額であるため、登記にかかる高額な測量費用が購入者の負担となることから、申請がほとんどないのが現

状でございます。今後は、売り払い可能な法定外公共物を調査し、隣接地所有者に購入の意思を確認するなど、できる限り処分するよう努めてまいるところでございます。

次に、未登記市道敷地の登記状況についてお答えをさせていただきます。平成21年度に明らかとなりました市道敷地の未登記土地は、113路線、延長78キロメートル、2119筆となっております。平成22年度からその解消に向け、未登記道路整理事業として実施をしております。

特に、2119筆のうち、分筆作業が完了しています924筆の未登記分を中心に所有権移転登記を行ってまいりました。平成25年度末までに登記できたものは、2119筆のうち379筆、進捗状況は17.9%となっております。

今後は、分筆登記が伴う作業となることから、調査、相続、抵当権解除、所有権移転登記に加え、用地測量の工程とそれに要する経費がかさんでまいりますが、当事業を積極的に進めたいと考えているところでございます。以上です。

〔副市長 白川修平 着席〕

○10番（森下真次）

答弁ありがとうございました。統一されたしっかりした方針に従い、積極的な姿勢で臨んでいただけるということでもありますので、感謝をいたします。その中で、急激な使用料の増加等に対しては、必要に応じて支援する方向で検討中ということでもありますので、ぜひその方向で進めていただきたいと思っております。先ほども言いましたけれども、このことにより市から元気がなくなるようなことだけは絶対に避けてほしいというふうに思います。

また、法定外公共物のことにも触れられましたけれども、ここまで細かいところも検討いただいたということに本当に感謝をすることでもあります。

1点、再質問をさせていただきます。必要なものは購入、借り受ける。そして、不要なものは処分する。また、貸し付けているものは積極的に売却する方向というふうに理解をしておりますけれども、この時点では大変難しいかもしれませんが、これらはどれくらいの期間を目標に手続きを進めていかれるのか、お伺いいたします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

この方針につきましては、内部の協議結果を受けまして各担当のほうに指示をいたしたところでございます。これから各所有者と調整をするわけでもございまして、目標を定めているわけではございませんが、話がついたものから順次、購入なり売却を進める方針でございます。

○10番（森下真次）

市が保有する財産は市民の貴重な財産であり、地方財政法に「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを

運用しなければならない」と規定されております。今、市が方針を出され行動を起こされたことは、お金も時間もかかることが予想されます。しっかりと市民の理解を得て着実に進められ、市民の貴重な財産を有効に活用されることを期待申し上げ、最初の質問を終わります。

次に、旧神岡鉄道の活用について伺います。今回の補正予算にレールマウンテンバイク溪谷コース整備事業として、1億8,107万円が計上されています。今回の補正予算案がプレス発表され、早速、各新聞で取り上げられるように話題性は大きいものがあります。

ご存じのとおり、この事業は平成19年、体験試乗会から開始され、この年は1,301人の実績であったものが、23年には11,718人と1万人を超え、通年営業とした翌24年には2万人を超える20,413人、そして昨年25年は26,249人となり、増加の一途をたどっています。

飛騨市の観光が伸び悩んでいる中、北陸新幹線の開業と相まって必ず思うような成果が表れ、飛騨市の活性に大きく寄与することを期待しながら4点について質問いたします。

1点目、追加調査の必要性。6月9日に開催された議会全員協議会において、溪谷コースのトンネル橋梁調査等は実施済みの報告があり、これに基づく概略の整備計画の説明がありました。さらに、今後は有識者の意見をいただきながら山斜面の追加調査、追加工事を実施する必要性が生じる可能性があるとも会議の中で説明がありました。

私は、この追加調査はぜひ行うべきと考えております。といいますのは、6月8日、お隣の富山県南砺市において、国道沿いの斜面に生えていた高さ約30メートル、直径約1.9メートルのブナの木が道路を横切るように倒れ、通行中の乗用車を直撃し、運転手が軽傷を負う事故がありました。

この新コースの近くに、以前大発生したカシノナガキクイムシによる枯死したナラの木があり、倒れた木が直接コースに入るのではないかと心配される場所もあるように私は感じました。私の住む宮川町では、枯死したナラの木が根こそぎ倒木している状態を目にしているために不安を覚えます。

また、コースの斜面上部にも枯死したナラの木があり、倒木する際に落石を誘発する可能性を秘めているためであります。

レールマウンテンバイクは、すばらしい大自然の中を体で風を切る感覚を楽しむことも大きな魅力であり、普通の服装にヘルメット着用という姿で乗車するため、倒木や落石には非常に弱く、安全確保のためにはこの調査の必要性を強く感じていますが、どのようにお考えか伺います。

2点目、神岡町市街地への利用者誘導計画。現在、運営されている旧奥飛騨温泉口駅を起点とする2.9キロメートルのコースと比較した場合、計画地はさらに北へ数キロメートルの場所に位置し、神岡町市街地からはさらに遠距離となります。25年は約2

万6千人が乗車した実績もあり、新コースへの期待も高まります。

しかし、この「ガッタンゴー」のみの利用で終わることなく、何とか神岡町市街地へ足を運んでもらい、町の魅力を満喫し、そしてお金を落としてもらおう仕組み作りが不可欠と考えます。当然、市だけではできることではありませんが、このことについては今しっかりと計画を立て、行動を起こさなければ、開始時期に遅れを取るることになります。どのようにお考えか伺います。

3点目、他の観光との組み合わせ。このレールマウンテンバイクは、市の観光から見れば新しい資源です。そして年々利用者が増加していることは、新しい観光の動きを探るチャンスとも捉えることができます。2点目の質問にも関係するかもしれませんが、利用者は、飛騨市内等の他の観光とどのように組み合わせ、飛騨市または飛騨地域をどのように楽しんでいるかなどの調査は行ったのか伺います。

また、実施済みとすれば、どのように活用されているのか伺います。

4点目、宿泊者の増加に向けて。最新のデータではなく申し訳ありませんが、23年4月～11月までのレールマウンテンバイク利用者は11,718人で、そのうち宿泊者は6,976人、59.5%となっています。そのうち飛騨市宿泊者数は1,054人、利用者に対する割合は9%となります。

一方、高山市内、奥飛騨温泉郷への宿泊者数は3,743人で宿泊者のうち49.8%、約半数の方が高山市へ宿泊されています。利用者数から見れば31.9%、3人に1人が高山市へ宿泊されていることとなります。

さて、25年度の飛騨市観光客の入込数は約108万3千人、宿泊者は約10万3千人、9.5%となります。この宿泊数は、観光客だけの数字ではなく仕事等を含んでのものであり、これから見ればレールマウンテンバイク利用者は、宿泊する割合が非常に高いと分析できます。

残念ながら、先に申し上げたように約半数の方が高山市に泊ってみえます。なんとか工夫を凝らし、宿泊先を飛騨市に向けてもらう努力といたしましょうか、飛騨市の宿泊における魅力づくりの必要性を強く感じます。このことは、レールマウンテンバイクに限ったことではありませんが、どのように取り組んでいかれるおつもりなのか伺います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長（水上雅廣）

それでは、旧神岡鉄道の活用について4点ご質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、追加調査の必要性についてですが、レールマウンテンバイク「ガッタンゴー」につきましても、今回新たなコースである「溪谷コース」の整備に向けて、大胆な予算措置をお願いしたところでございます。議員ご承知のとおり、既存のコースにつきまし

ては、年間2万6千人もの観光客にご利用いただいているわけですが、受け入れ可能人員は頭打ち状態であるとお聞きしており、新たなる受け皿、新たなる魅力を持ったコースの供用がNPO法人神岡・町づくりネットワークより要望をされております。「溪谷コース」の整備は、市の観光振興を推進するために必要な事業と位置付け、前向きに運営主体であるNPO法人の活動を支援しようとするものでございます。

議員ご指摘の山斜面への追加調査につきましては、南砺市の事例や昨年船津地内での国道への落石、さらには今年4月の河合町の県道における土砂崩れなど、自然災害の脅威を目の当たりにしており、追加調査の必要性を判断すべく、近日中に岐阜大学の八嶋教授に現地に入っていただき、計画ルート上を踏査いただくなどして、判断を仰ぎたいと思っています。先生は、昨年の船津地内の落石事故の際に設置された国土交通省中部地方整備局の中部防災技術専門委員会の委員長を務められております。6月9日の全員協議会で説明申し上げたとおり、先生のご判断により追加調査が必要となった場合には、速やかに調査を実施した上で、必要な安全対策にかかる費用や期間なども考慮に入れ、利用者の安全が担保される事業計画となり得るのか、最終的な判断を行うつもりでございます。逆を申し上げれば、安全が確保し難いと判断された場合は、事業化を断念することもあり得るということでございます。このことに関しましては、NPO法人にもすでにお伝えしているところでございます。観光振興での地域活性化の促進は、飛騨市の自主自立のために重要な課題だと認識しておりますが、まず何よりも人命に対するリスクを極力、排除することが最優先だと認識しておりますのでよろしくお願いをいたします。

次に、神岡町市街地への利用者誘導計画についてですが、新たなコースにおける観光誘客については、現在のところ、最短で来年の紅葉の時期にオープンさせることができると考えています。したがって、1年以上の期間があるわけですが、この観光資源である「溪谷コース」を有効に生かすためには、市内にある他の観光資源と有機的に結び付け、議員ご指摘のとおり市内への誘客につなげる仕組みが必要不可欠となり、仕組みの組成には早い段階からの取り組みが必要だと思っています。今後、NPO法人や観光協会、旅館組合などと連携し、「溪谷コース」が市の観光資源の中で高い付加価値を持つような商品として発展するよう努めていきたいと思っています。

また、本年度、街並環境整備事業を活用して神岡町内に案内看板の設置を計画しており、誘客の具体的な仕掛け作りのため専門家などのアドバイスをもらいながら、飲食店や商店とも連携して誘導に努めてまいりたいと思っています。

3点目のご質問でございますが、レールマウンテンバイクを運営されているNPO法人が利用客にアンケート調査を実施されており、宿泊されるのか日帰りなのかといった旅程の調査や、宿泊される方の宿泊地について調査をされています。しかしながら、利用者がレールマウンテンバイク以外の観光をどのように楽しんでいるかといった調査は行われていないのが現状でございます。

4点目の宿泊者の増加に向けた取り組みについてですが、NPO法人による昨年の調査結果では、利用者数26,249人のうち、宿泊された方が14,070人であり、53.6%となっております。宿泊客のうち、飛騨市内の宿泊施設を利用された方は2,002人と利用者に占める割合は7.6%となっており、率としては2年前よりも若干減少しておりますけれども、宿泊者数は倍増をしております。一方、高山市内および奥飛騨温泉郷の宿泊施設を利用された方は8,815人と利用者に占める割合は33.6%、2年前に比べ若干増加傾向を示しております。

今後、観光入込客数の増加、宿泊客の増加のためには、3月に行った誘客まちづくり事業において計画をした、神岡市内の観光資源の組み合わせにとどまらず、飛騨市全体の中での観光資源との組み合わせパッケージ旅行商品を造成し、観光に携わる事業者が実際に販売することによって、飛騨市全体での宿泊客の増加を目指してしてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 着席〕

○10番（森下真次）

答弁ありがとうございました。最近の新しいデータでも、宿泊者数等の率はほとんど変わっていないということでした。

再質問ですけれども、3点目の質問の回答で、調査は行っていないというふうに言われました。2点目、4点目の質問にも関わるわけでありますけれども、市でもNPO法人でもどちらでもよいのですが、これだけ宿泊率が高い、約半数の方がお泊りになるということであれば、ぜひ調査を行って、他の観光施設の利用者増、また宿泊者の増加につなげていけるような調査は行いべきと考えますが、いかかでしょうか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（水上雅廣）

お答えいたします。確かに今、そういった調査をするということの必要性はあると思っております。ただ、自分の立場で置き換えた、旅行客に置き換えたときに、やはりアンケートに対するわずらわしさといったようなものもあるのではないかとといったようなことを、NPOの皆さんもその辺は考慮された上で、今のような調査をされたというふうにもお聞きしております。ただ、冒頭申し上げましたように、そういった調査をすることも必要なかなというふうには思われるところもありますので、今後NPOの皆さまと少しその辺についても検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○10番（森下真次）

答弁ありがとうございました。アンケートについては、あまりやりすぎると旅行者の方に負担をかけるというような心配もあるということでした。

実は私、以前に北海道のほうへ旅行したことがあるのですが、そのときに高校生のアンケートを受けました。それは観光についてのアンケートでした。これが観光関係の方

のアンケートならきっと答えなかつただろうと思いますけれども、高校生という、制服も着ておりましたので、高校生というふうにも名乗ってみえたので変装するまではないと思いますけれども、そういうときにはやはり気持よくアンケートに協力をした覚えがあります。そういうことで飛騨市においても高校生の力を何とか借りて、今言いましたような、確かに負担に感じられる部分を高校生という若い力を借りて、何とか気軽にアンケート調査に応じていただけるようなことはできないかなというふうに思います。飛騨市には2校の学校がありまして、高校はそれぞれすばらしい成果を上げられているというふうに私は思っております。しかし、何かその存在感は少し薄いのではないかなというふうに思うことがあります。この際、学校それから生徒さんの理解を得ることができるのなら、このような調査の一部に協力してもらえないかなというふうに思います。違った面から町を再発見するとか、存在感のアピール、そしてまちづくりの支援といったようなことに、そういう力が生かせればということをおもうのですが、突拍子もないことを言うかもしれませんが一度検討していただくわけにはいかないか、その辺について伺います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（水上雅廣）

お答えをさせていただきます。確かにそういった高校生の方々であれば、受け止め方もやや違って来るのかなというような気はいたします。そういったことも含めてといたしますか、期間的なこともいろいろあると思いますし、まずそういったことができるのかどうかといったことも含めて、NPOの皆さまとか、あとは学校等の関係者の皆さまと少し相談をさせていただきながら、できるかできないかといったことを含めて検討をさせていただきたいというふうに思います。

○10番（森下真次）

ありがとうございました。市内にあります二つの高校は県立ということでありまして、市とは直接関係ないかもしれませんが、高校生のさまざまな活動というのは、間違いなく市に力を与えてくれるというふうに思います。何とかこれは実現することを願うものでございます。この旧神岡鉄道を有効活用することが、神岡町のみならず飛騨市全体に好影響を与えてくれることを強く期待申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔10番 森下真次 着席〕

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

ここで暫時休憩といたします。再開を2時45分といたします。

(休憩 午後2時28分 再開 午後2時45分)

◆再開

◎議長 (菅沼明彦)

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。17番、籠山恵美子君。なお、質問中、説明資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。

[17番 籠山恵美子 登壇]

○17番 (籠山恵美子)

お許しをいただきましたので、3項目質問したいと思います。まずはじめに、子ども・子育て新制度で飛騨市の保育制度はどう変わるか、このことを伺いたいと思います。

来年4月から、新制度によりこの飛騨市も保育制度が変わろうとしています。その作業を、子ども子育て会議で行っているものと私たちは認識しています。ですけれども、なかなかこの新しい保育制度、浸透していません。全く理解されていません。

この制度は、「子ども・子育て支援法」、「認定こども園改正法」、また「児童福祉法改正法を含めた関連整備法」という三つの法律から複雑に成り立っています。それぞれの法律そのものの解釈が複雑であり、児童福祉法改正法との関連も明確でないために、本当に分かりにくい制度になってしまいました。具体的にどう変わるのかが見えてこない、そういう問題があります。そして、そう言ってもこの制度は、保育園児とその保護者が分かっているかというのとそうではありません。内容を知れば知るほど飛騨市も苦労しております少子化対策、これとも絡んできまして、保育が介護と同じように「金次第」そういうふうな保育になってしまいかねない、そういう新しい制度でありますので、ここで改めてこの制度によってどのように飛騨市の保育園が変わっていくのか。私たち保育に関しては、保護者の方たちが「入園の手引」という冊子がありまして、そこに分かりやすく、どういうふうな子が入園できてどうなるか、ということが書いてあるのですが、その「入園の手引」などを見ながら分かりやすく説明して、みんなでこの新しい制度を理解し合うことが大事だと思います。

それで一つ目に、飛騨市内には8つの保育園があります。運営は、まず市の直営、それから公設民営、これは指定管理制度です。そして私立と、形態が違います。新制度は保育ニーズに対応するとして、認定こども園というのを4種類用意しました。そして保育所、そして幼稚園2種類、それから地域型事業4事業で、施設型給付を行うとしています。私たちの飛騨市は新制度によって、これらのそれぞれ運営形態の違う保育園がどう変わるのか。保育の内容が変わってしまうのか、あるいは今までと変わりませんよというものなのか、説明を願いたいと思います。

そして二つ目に、市の保育実施責任はどう変わるかです。保育を必要とする場合は、その児童を保育所で保育しなければならない、これが児童福祉法でしたけれども、新制度は一時期、これを取り払おうと大変な政府でのやり取りがありまして、全国から反対

の声が上がりました。保育関係者は何百万人という署名を取ったそうです。その結果、この児童福祉法を外すということはありませんでしたが、新制度でも保育実施責任は変わりませんか伺います。

三つ目に、入所手続と保育料はどう変わるのでしょうか。これが大変心配です。

四つ目、新制度では、保育料以外の実費や上乗せ徴収が、原則自由に徴収ができるようになっていきます。そのため、施設によっては一定の要件のもとで、例えば他の保育園にない新しいオプションというような保育をやった場合に、その分だけ余計な保育料を頂くことができる、こういう問題ですから、市町村が定める額よりも必要経費を上乗せして調整する、こういうことが可能となりました。

ですけれども、これでは保育を受ける施設によって、保育料に格差が生まれることになってしまいます。私は、これは大変な問題だと思っています。飛騨市はこの辺りをどう考えているのか伺います。

五つ目に、少子化対策として、第2、第3子の保育料の減免策を飛騨市は実施しています。その成果は出ていますか。子供を産み育てる環境をより良くするためには、子供に最適な保育条件を保障することは本当に大事です。ですから、今ある現行の基準を引き下げず、さらに改善した内容にすべきだと思いますけれども、この新制度でどういふふうになってしまうのか。保育園児や保護者にとって、さらにデメリットの多い保育制度になってしまわないか。飛騨市は新年度に向け、どのように考え、飛騨市独自の対策をどう打とうとしているのかお聞きしたいと思います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

それでは籠山議員ご質問の、子ども・子育て新制度で飛騨市の保育制度はどう変わるか、の1点目のご質問であります、新制度によって運営形態、事業はそれぞれどう変わるのか。あるいは変わらないのか、についてお答えいたします。

新制度となりましても飛騨市の基本的な保育制度は変わりません。新制度では各自治体を選択できるよう、認定こども園、幼稚園、保育所の施設型給付と小規模保育等の地域型保育給付とがあります。昨年度実施させていただきました子ども・子育て支援に関するニーズ調査において「定期的に利用したい教育・保育の事業」の問いに対しまして、94.3%の市民の方が「保育園」という回答をされています。その結果からも、現在の保育園形態を継続したいと思っております。

次に2点目のご質問であります、市の保育実施責任はどう変わるのか、についてお答えいたします。

現在、市内保育所の保育監督責任は市にあります。また、保育運営責任につきましても、民間保育所はその設置者に、指定管理保育所につきましても指定管理者にあります。

新制度が施行されましても、この考え方は変わるものではございません。

次に3点目のご質問であります、入所手続きと保育料はどう変わるか、についてお答えをいたします。

入所手続きにつきましてもほぼ変わりません。これまでは保育所入所申込書の提出に合わせて、家庭で保育に欠ける理由を記載いただきましたが、今後は別の様式にて保育の必要性の認定申請書の提出が必要となります。ただし、この手続きは保育所の利用申込書と同時にできるために、入所手続上、特段の影響はないものと思います。

また保育料につきましても、国が定める水準が変更されない予定であることから、飛騨市としましても変更の予定はありません。ただし、新制度では新たにパートタイム就労を想定した8時間以内の保育短時間制度が追加される予定です。その利用料は、国の基準において保育標準時間、これは11時間以内ですが、のマイナス1.7%が示されておりますので、国の基準を基本に検討したいと思います。

続いて4点目のご質問であります、新制度では保育料以外の実費や上乗せ徴収が原則自由となる。飛騨市はどう考えているのか、についてお答えをいたします。

上乗せ徴収、実費徴収につきましては、現在、国の子ども・子育て会議でも検討中であります。仮にご質問のような制度となりましても、市は現行どおりの予定でございます。また、指定管理者および民間保育所設置者にも確認をいたしましたが、現行どおりとの回答を得ているところであります。

最後のご質問であります、第2、3子の保育料の減免策の成果は。現行の基準を引き下げず新年度に向けた改善内容は、についてお答えをいたします。

はじめに、減免策の成果についてであります、明らかな成果というのは難しいために、推察にてお答えをいたします。減免策を拡充した25年度と24年度の未満児の人数を比較しますと、さくら保育園の開園という要因もあろうかと存じますが、月平均約40人の増加となっております。市内における子育て支援が格段に進んだことが伺えると思います。また、平成26年4月現在の受入未満児数は122人で、第2子以上の占める割合が72%、88人となっております。その内訳は、第2子が50人、第3子が34人、第4子が3人、第5子が1人です。第3子以上の利用料は全て無料となっております。多子世帯への支援につながっており、今後も少子化対策の一因になればと期待するものであります。

また、新年度に向けた改善内容につきましては、5月末に飛騨市地域活性化連携本部会議を開催いたしました。その会議において、人口減少および少子化対策について6月末を期限としまして、各部からの政策提言をまとめ、7月の会議にて協議を予定しております。速やかに実施したほうが良い施策につきましては、9月の補正予算計上も想定しているところであります。以上、よろしく願いいたします。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

○17番（籠山恵美子）

全体的には変わらずにやれるということのようで、ちょっとホッとしましたけれども。改めてちょっと確認しますが、今の3番、4番、5番辺りに絡んできますけれども、飛騨市は特別保育というのをいろいろやっております、未満児保育、長時間保育、障がい児保育、一時保育。特定保育、これは増島保育園のみ、体調不良児保育、これも増島のみ。祝日保育、さくら保育園のみ、といろいろやって、保護者のニーズに応えようとしていますけれども、これが例えば宮城保育園だとしますと、全く全面的に市の保育園ですから市の責任で公的責任であります、と言えると思いますが例えば、さくら保育園はもう民営化しましたね、増島保育園もそうですね、公設民営ですね。そうすると、増島保育園、さくら保育園が場合によってはこういう特定の保育をやるときに、運営費を少しでも増やそうと思ったら、これは特別枠で、そういう保育をしていただきたい方には別途料金を頂きますよということもできるんですよ、今度の制度ではね。それなんかは、先ほどは民間も同じだということでしたけれども、これは明らかに間違いありませんか。例えば民間が、でもやはり運営が厳しいので、ちょっとそういう新しいオプションは良いものを作るけれども、その分保育料を別に頂きたい、というようなことになった場合に、この新制度だと独自にやれちゃうのですけれども、例えば飛騨市の場合、あくまでも公設なのでそれは事前に市に相談してくださいとか、そういうことも大事だと思うのです。その辺りは民間の保育園とはどう協議されていますか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

お答えをいたします。今ほど答弁で述べましたように、民間の保育園、そして指定管理における保育園につきましても、今のようなことにつきましては確認をいたしました。それで、先ほど申し上げましたように現在のところ考えていないということでもあります。

今ほど議員がおっしゃったようなことにつきましても、あくまでも設置主体の判断でその上乗せ徴収ということは考えられるという中では、より良い保育を目指して向かうことであっても、確実にこのことにつきましては保護者に説明をし、同意をして改めてその上で保護者が納得されたときは、当然今ほどのこともあろうかと思いますが、あくまでも設置主体の市の考えとして、費用に上乗せをして提供するというのを良しとしなければ、それはあくまでも今ご回答しましたように、今の保育の中で提供したいいただきたいサービスとして、上乗せ徴収するというものではないというふうにしていきたいというふうには考えております。

○17番（籠山恵美子）

分かりました。それから、特定保育のことですけれども、すでに増島保育園でやっていますパートタイム勤務などでフルタイム、8時間あるいは11時間あずけなくても、でもこの時間だけはあずけたいという方、もうすでに増島保育園でやっていますけれど

も、先ほど谷澤部長がおっしゃった11時間内、8時間以下の保育、11時間内であればマイナス1.7%減の保育料という、これは新しい料金設定ですか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

お答えをいたします。議員が申されましたように、これは新たに2区分ができることとなります。それにおきまして、今8時間と11時間以内ということで、その利用料の設定につきましても、今のところ決定事項というふうに、そのように検討されているということで、あの数字が示されているという状況ではありますけれども、国としても1.7%の安い保育料に設定していくということが打ち出されていますので、最終的には決定したものを受けて、飛騨市もそのような利用料ということを考えております。

○17番（籠山恵美子）

分かりました。やはり、せっかく飛騨市としても、少子化対策のために保育料の減免ということを制度として打ち出した矢先に、新制度でそれぞれ新しいことをやったら別料金で頂くわよ、なんていう保育をやっていたのでは本末転倒だと思いますので、今までどおりなるべくやれることはやって、安心して子供を産み育てられる飛騨市になってもらいたいと思いますのでよろしく願いして、次に移りたいと思います。

二つ目には、数河地内の産廃処理施設の建設問題について、です。

すごうテック株式会社が県に申請中の、産業廃棄物最終処分場計画ですけれども、私はこれまでに2度一般質問をやってきまして、今回は新たな市長の考えが伺えたということで、もっと前向きな議論ができるかなと思いますけれども、6月9日の全員協議会で、市のその後の対応というのが説明されました。その件も併せて、いくつか憂慮される問題を提示して、市のさらなる積極的な市民の立場に立った対応を求めたいと思います。

まず一つ目に、すごうテックの産廃埋立計画面積、これはこの全員協議会の資料で示されました。発言通告には4.5ヘクタール、市の説明が4.5ヘクタールでしたので書いていますけれども、4.3ヘクタールが正確なようでしたけれど、この4.3ヘクタールが建設計画面積です。

ところが、この面積というのが、市が全員協議会でいろいろ資料、図面を提示されました。活断層の図面や災害のああいっような図面が示されましたけれども、それが全くあまり効果のないような内容でして、岐阜県環境影響評価条例、これは環境アセス条例と普通言いますけれども、その中の調査項目18項目の調査対象にはならないということが分かりましたね、このすごうテックの計画面積は。より軽微な廃掃法、廃棄物処理法ですか、の5項目の調査対象になることが分かりました。ですから、この間の全員協議会で添付された資料の活断層図、地質図、地形分類図などが効果的な懸念材料となるかは全く不透明になりまして、私は大変心配になりましたので、先日、県の産廃対策

課に電話をして確認いたしました。そうしましたら、やはりこの面積によって、このすごうテックの産廃の埋立面積は4.3ヘクタールのために、あれこれと18項目も調査しなくていいということなのです。ですから、たった5項目、5項目の懸念事項に対して、この業者がそれに対してはこのように対策を立てます、このような計画で、このような工事をしてやります、ということに答えれば、それでクリアできるということなんですね。

環境アセス条例の調査項目は18項目、たくさんあります。ところが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律でチェックされる項目は、大気質、騒音、振動、悪臭、水質または地下水、この5つ、これに調査を加えればいいということですので、活断層の心配をしても、地震の心配ですね。それから、何か災害があったときの問題がどうのこうの、振動がどうであるとか、それから地形がどうであるとか、土壌がどうであるとか、風評被害の範疇になるんであろうと思いますけれども植物生態系、景観、文化財はどういうふうなのがあるのか、あるいは、ふれあい活動の場が近くにあったときにその影響はどうするのかと、こういうことは何もその業者は調査をして、それに答える必要がないということになっておりました。これは県のほうでもはっきり言いました。18項目のうち、この4.3ヘクタールの埋立面積を持つすごうテックは5項目だけに答えればいいので、残りを業者へは求められないと。調査したその結果どうなるんだということは求められない、と県も言うておりました。ただ、県としては、市がこの間全員協議会で出した懸念事項、活断層がこういうふうの下側になっているけれども、こういう心配がある、あるいはこういう心配がある、ということについては、市の懸念事項はぶつけるけれども、しかし、業者がそれにどう答えるかは分かりませんと。答えなくても、それを求める権利は条例上ないので、それはできませんということでした。これは大変心配になってくるんですね。

ですから例えば、この4.3ヘクタールも申請時の面積だそうですから、申請時に小さく見積もって、その後拡大するということが想定されたりした場合に、その場合の対応などもどうなるのか、全く私たちは分かりません。市は県とどのような協議、あるいは確認をしているのか伺います。

二つ目に、すごうテックの計画申請というのは、県が岐阜県独自に作った手続条例というのを制定して初めての計画申請だそうです。そして、この計画面積というのは、岐阜県で2番目に大きな埋立面積です。1番は、例のいろいろ問題を起こしました寿和工業の産廃の処理場の面積でありました。その次に大きいのが、このすごうテックの処理場の面積です。

この当該地域の市民として手続条例の中身を見ますと、不十分さと改善の必要性を大変強く感じます。岐阜県はまあまあ県庁のある辺りは平場ですから、その平場の都市部で立案した条例の中身だからでしょうか、飛騨市のような高低差の大きな中山間地にとっては実態に合わない、不具合な点がいくつかあるんですね。例えば特に、関係住民の

定義というものがありますけれども、事業計画の周知地域、この範囲基準というのは境界から大きくても500メートル、その範囲にいる周辺地域に居住する方、これが関係住民というふうに定義されています。つまり、目的の計画地から半径500メートルで円を描いたら、その円の中に入ってくる周辺地域の方が関係住民という定義ですけれども、ここのような中山間地特有の地形として、川やあるいは幹線道路、国道41号線に沿って細長い集落が形成されている数河のような地域では、半径500メートルの円の中にある地域の住民といっても、本当に限られてしまいます。県の手続条例に沿って見ましたら、関係住民はごくわずかになってしまうということです。このことでは、本当にこういう山間地に住む住民ほど、産廃処理場が計画されたときに大変不利になると思っています。このことについては、ぜひ飛騨市としても早急に県に是正、あるいは改善を求めて、実態に即した審査が行われるように協議を申し入れるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

三つ目に、住民同意のあり方として、県が設置した産業廃棄物処理施設検討委員会というのがありまして、それがこういう報告書を出しています。この中に、「公共関与のあり方について」というのがありまして、「市町村と県は対等の立場であることから、対象範囲の決定について市長村長に一定の関与や権限を持たせることは不可能なことではない」との見解を示しています。これは言うまでもなく、市と県は対等であるということは周知の認識でありますから、よって飛騨市はこの産廃問題に関しても何も県に気兼ねすることなく、もっともっと市民の立場に立って積極的に対等の立場で行動できるはずであります。なぜ、もっと関係住民と膝を突き合わせて協議しないのか。

先日、数河の総会に市長が移動市政懇談会に来まして、この産廃問題について初めて市長のほうから説明されましたけれども、なぜ市全体としては距離を置いたままなのか。その理由を伺いたいと思います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔環境水道部長 柏木雅行 登壇〕

□環境水道部長（柏木雅行）

それでは、2番目の数河地内の産廃処理施設建設問題について、1点目についてお答えさせていただきます。

市では、岐阜県からの意見等照会に対し、生活環境上の影響に関する懸念について「問題ない」という合理的根拠を詳細、かつ明快に示していただくことが必要である、という意見を提出いたしました。事業者に対し、適切な調査を行って理にかなった根拠を示すよう求めたものです。そのことについて、納得できるまで厳正に対応すると申し上げてきましたが、このことが基本であると考えております。

事業計画地はすでに、木材を切り倒した場所を重機等によって採石した跡地であり、近くを国道41号線が走っております。採石事業も終えたばかりです。そのため、貴重

な動植物が事業予定地に生存する可能性は極めて低く、周辺地帯においても採石作業中の重機の音や、国道を走る車両の音に慣れてしまっている動物への影響は少ないと考えられます。また、電波障害や日照障害、地盤沈下、文化財など、その他についても影響は考えにくいと思われます。

そうしますと、廃棄物処理法上の生活環境影響調査事項である騒音、振動、悪臭、水質または地下水に係る事項をきちんと実施していただくことが重要であり、実質的に環境影響評価条例の調査とあまり差がないと考えております。冒頭に申し上げましたように、懸念について私たちが納得できるまで説明するためには、事業者はこれらの事項を徹底して調査しなければならないと考えております。ちなみに、環境影響評価と生活環境影響調査については、全協で説明しましたとおり、廃棄物最終処分場については事業計画の埋立地面積によって廃棄物処理法上の生活環境影響調査なのか、環境影響評価条例等による調査なのか、いわゆる調査項目が異なります。

事業開始前の段階で事業計画を変更する場合は、変更後の埋立地面積が5ヘクタールを超えるか否かによって、廃棄物処理法上の生活環境影響調査か、あるいは環境影響評価条例等による調査が必要かが決まります。

また、事業が開始された後、埋立てが終了に近づき、新たに事業計画が出されるような場合にあっては、新たな事業計画の埋立地面積により、廃棄物処理法上の生活環境影響調査か、環境影響評価条例等による調査かが決まります。

続いて2点目についてお答えいたします。廃棄物処理施設は、最終処分場だけでなく焼却施設や減容施設、破碎施設、選別施設、乾燥施設など多種多様な施設があります。また、設置される場所も異なっています。

ご質問の関係住民の範囲については「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例」手続条例と言いますが、この手続条例に規定されており、施設からの距離や排出物の濃度、車両等の影響など生活環境に影響する観点から決定されているとのことです。

例えば音に関しては、一般的に音源からの距離により影響の度合いが決まりますが、近くに遮音効果のある構築物等があれば変わってきます。排気ガスの拡散の程度は、煙突の高さが同じであれば距離によります。しかし、風向きや風力を変えるような構築物等が存在すると変わってきます。放流水についても、やはり距離により希釈されていきますが、放流先の河川の水量により異なります。このことは、都市部も山間地も同様であり、都市部か山間部かということよりも、それぞれの場所の条件の違いによる差異のほうが大きいものです。

また、生活環境影響調査の結果により、範囲を広げることはあるようであり、関係住民以外の方の説明会への参加や意見書の提出も可能となっております。

手続条例が完全とは言いませんが、一定程度の科学的根拠による基準等を覆すには、相当の客観的理由が必要です。したがって、提案の申し入れが可能かについては、

慎重に検討したいと思います。

最後に3点目についてお答えいたします。籠山議員が引用された資料は、平成20年3月の報告書と思われませんが、これは、産業廃棄物の適正処理および再資源化の推進を目的として、公共関与による産業廃棄物処理施設の整備等について検討するため、県知事から委嘱され設置された委員会の報告文書です。それまでの公共関与のあり方を白紙に戻した上で、産業廃棄物処理施設の整備において県がどのような公共関与を推進すべきかについて報告されております。

議員がふれられた部分は、それまでの規定では、住民同意の対象範囲の決定を市町村長に委ねており、範囲の基準が不明確で、県の責任を転嫁することにもなっていることについて課題の一つとして示され、その解決策を見出す上での可能性について述べられております。

しかし、住民同意については、産業廃棄物処理施設の設置許可における法的要件ではないことなどについても記載されております。これらは、従来の指導要綱などによる手続きの不十分さを指摘するものです。県では報告を受け、検討を重ねて、指摘された課題を克服すべく、現在の手続条例などを施行されているところです。その中に、市町村長の関与や権限について規定されたものはなく、このことは法的要件等を熟慮され、現行制度の中でのそれぞれの役割を明確化された結果だと思慮しております。

さて、都道府県知事に与えられた裁量は、申請に係る産業廃棄物処理施設が廃棄物処理法に規定している要件に適合するかどうかの点に限られ、要件に適合していると認められるときは、必ず許可しなければならないものです。ご承知のとおり中津川市の例にもあるように、住民同意は廃棄物処理法の要件ではないため、環境大臣が「知事の行った許可の取り消し」を「取り消す裁決」を下しました。したがって、反対運動のみで知事の判断が変わることはないと思われまます。

知事が不許可とするに必要なことは、法律に従って合理的な反対の主張、すなわち生活環境上の影響等について論理的に判断できる材料を提供することだと考えております。したがって市は、これまで再三申し上げてきましたとおり、法律や規則にのっとり厳正に対応してまいりたいと考えております。

〔環境水道部長 柏木雅行 着席〕

○17番（籠山恵美子）

いろいろ説明されましたけど、結論としてはそうなんですよね。法に照らし合わせて要件が合えば、それで進めていくものなのだと思いますね、行政のやることは。だからこそ、一番最初に言いました、この環境アセス条例の調査項目18項目ありますけれども、今回のすごうテックの埋立面積はこの対象ではありませんので、もっと小さい面積ですので、たった5項目クリアすれば、しかもそれは操業してから調査するものではありませんからね。計画書の中で、大気質についてはこういう対応をします、騒音については基準以上は出しません、振動もその基準以下で抑えます、というような文言が

書かれてあれば、それはやはりそれについて「これは駄目」なんていうことは、県は言えないわけですよね。そういうふうな手続きでやられていくものですから、これは大変厳しいなと思うのです。この5項目を、業者がそれなりに自分たちで検査機関に申し出て、そういう調査項目に対して文言を書いて来れば、スルーしてしまうのかなという心配なので、やはり私は、なるべく早くに業者がこの計画を諦めるように、どう行政が力を出すかということでありまして、そのことに関しては午前中の谷口議員の質問の答弁で、今回初めて井上市長は、今度は事業者に取り下げの申し入れをする予定だと答弁されました。これは今までと180度違います。これまでは、市長、副市長とも「白紙撤回を求めよ」と私の質問に対して、それは業者の営業妨害になるんだと、それはできないという答弁でした。ところが、先ほどの取り下げを申し入れる予定だという前に市長は、3月議会で明確な答弁をしなかったのは崩落の調査をしていたからだと、こういう理由を言いました。それも事実なのでしょうが、でも結局、これは大変事業者に取り消しを申し入れるということは大事なことです。どんどんどんどん計画が、審査が進んでいく前に、やはりここ飛騨市ではもう無理だな、と業者が諦めてくれれば一番良いわけです。ですが、例えばそのときに、業者が取り下げの申し入れを市長が求めたときに、その代わりという交換条件を出したときに、どうなさいますか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

出した後のことにつきましては、今ここで答えるつもりはございませんが、しっかりと訴えていくというだけでございます。

先ほど、籠山議員のほうから数河地区で説明したものの、それから全協に出した資料は何もならないというような話をされましたけれども、それは認識不足でございまして、特に私のほうで水質、地下水という文言があるわけでございます。それは、やはり活断層、そして地質、こういったものをしっかり調べなければ絶対に説明できない事柄でございまして。そうしますと、活断層から、地質から調べようかと思うと大変な労力が要ります。それでなければ、私たちの納得できる説明なんかは絶対にできないと思います。これは、シートがもし破れた場合どうするかという話をさせていただきましたけれども、それは活断層があるから起きることであり、そして地質が片麻岩と砂礫でしたか、その差の所にあるから起きることであって、それが起きたことによって水質が汚染されるわけでございますので、それは全部つながっていることであって、県はどういった質問にどう答えたかは別といたしまして、私のほうは非常に、私たちの出している資料は重いものだというふうに思っているのが一つ。

そして、営業妨害の話がございました。この営業妨害の話は拭い切れておりません。これは私のほうで要請すれば、ひょっとするといろんな所に波及し、営業妨害として訴えられる可能性はあるということにつきましては拭い切れておりません。しかし、そう

いったことになれば、しっかり戦っていくしかないということでございます。それが180度転換したわけではございません。今いろんなことを調べた上で、午前中に谷口議員に話をしましたように、いろんなことが分かってきて、これは絶対にあそこには造っては駄目だということが分かったからこそ、こういったことを言えることとさせていただきます、いろんな調査の結果こういったことになってきたということでございますので、この辺はどうかご理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。

○17番（籠山恵美子）

とにかく県は審査中ということで、計画書の中身は全く見ることもできませんし、いろんな情報がないものですから、それなりに素人なりにいろいろ資料を突き合わせて、これはどうなんだこうなんだ、というしかないのですけれども、その出した活断層などの資料は重いものがあるということなら、その結果を待ちたいと思います。

ただこの間、本当に一筋縄でいく業者かなという、会社かなという気がします。地元の業者と、それから一緒にやる業者は多分プロフェッショナルなんでしょうけれども、この間の数河の総会の後で議員たちとの話の中でも出ましたけれども、とにかく一般廃棄物なんだと言ってだまされてきたと。最初ですね、最初の話し合いは。そういうことを言っておられましたし、その数河の席上で説明するとき市長は、このすごうテックはトン当たり3万円という、処理料金のことを話されましたね。市長ではなかったですかね。トン当たり3万円だという話が出まして、これも私いろいろ調べましたら、全国的には産廃処理場の処理料金というのは、都会なんかではトン当たり8,000円。あるいは高い所でも1万8,000円。どうにもならない、こういう種類によってはトン当たり2万円というのが処理料金でした。すごうテックで予定しているトン当たり3万円という料金を聞きますと、高いですよ。そうすると、例えば都市部にある、どこかにある所でも引き受けてもらえなかった産廃を、数河に行けば料金は高いけれども、あそこなら引き受けてくれるぞという、こういうことも推測してしまうんですよ。ですからやはり、このすごうテックという会社はそんなに甘いものではない。やはりかなりいろいろと考えている所だと思います。だから、廃掃法によるわずか5項目の調査、これなんかもするりと通って行ってしまうという心配もあるものですから、本当に力を入れて市民の立場で市長に力を入れていただきたいと思います。

午前中の一般質問で、中嶋議員から中野区の酪農の公害問題が出ました。こういう家畜の糞尿も産業廃棄物ですね。ですけれども、工業系の、こういうすごうテックが計画している工業系の廃棄物というのは全く決定的に違います。糞尿などの産業廃棄物はリサイクルできますよ。無害化することもできます。ですけど、工業系の産廃というのは、20種類の無害化できない有害物質、有害重金属、そういうものが含まれているから、産業廃棄物としてこういう処理するということになっているのです。ですから、中野の状態を聞いても本当に大変だろうと、シビアな問題だなど思いましたけれども、数河の産廃問題はそれにも増して本当に大変なことなので、早め早めの対応を求めたいと思

いまして、次に移りたいと思います。

三つ目には、旧神岡鉄道の利活用について全市民に説明してくださいと、こういう質問です。

この件での調査結果が出次第、議会に報告すると市長はおっしゃっておりながら、まだそれが報告がなされる前に、今議会の補正予算でこの利活用について1億8,000万円の改修費用が計上されました。こういう本末転倒のやり方に疑念沸騰です。この話を聞いた市民は怒っております。このような民主的でないやり方に納得できない市民は少なくありません。そのために、議会で議論も審査もしていないのに「レールメンテナンスバイクの運行延伸に見通しが立った」という表現の新聞報道もされてしまっております。

市長は、その新聞紙面の中で「早ければ来年秋には走らせたい」というコメントまで出していますから、こういう報道も無理ならないという感じもします。

ですけれども、レールメンテナンスバイク事業の実績を積んできたNPO法人神岡・町づくりネットワークでしたか、この法人を高く評価すること、これはたくさんの議員の方も評価しております。それはそれで率直に評価したいと思います。ですが、そういうこととは別次元で、本来の鉄道の利活用については、まだいくつもの疑問が残されたままです。

これまで市当局は、市長は、ずっと現在レールメンテナンスバイクを運行している2.9キロメートル以上の運行延伸には否定的だったのです。なぜなら、安全が確保できない。こういうこと。それから、線路はじめ構造物所有者である市の責任の問題、これもありました。私、これまでの議事録をずっと読み返してみました。ネットを出して。直近の昨年6月の高原議員の質問でも、市長はこのNPO法人の実績は評価しながら、でも安全面については同様の答弁をしておりました。ですがここに来て、線路利活用調査の報告の前に1億8,000万円の改修予算が付いたということは、これまでの廃線の方針を変えて政策転換をするのかということ。こういう疑問です。とにかくにも、まず市の旧神岡鉄道についての方針を確認したいと思います。そして、調査結果への市の見解、また事業上の責任配分はどう考えているのか、市とNPO法人で、どう安全面での責任を分担するのか、行政とNPO法人とのこれからの関わり方など、根本的な市長の考えをぜひここで市民に説明願いたいと思います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、神岡鉄道後用につきまして説明をさせていただきます。

まず最初に、議会に説明がなしに予算が組まれたというような話がありましたけれども、当初予算でも分かるように、当初予算も新聞に発表してから議会にかけるわけで

ございます。それぞれ市民に出て行って説明をし、了解を得たもので参加して、そして議会にかけるわけではございません。そして新聞に発表してから、議員の皆さんに協議をしていただいて議決をいただければ、それに執行するという流れにつきましては、当初予算も補正も何ら変わりがないというふうに思っておりますので、この辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

旧神岡鉄道の利活用につきましては、私は当初より鉄道の再開はしないという基本方針を掲げておりまして、このことにつきましては現在も変わっておりません。そして、確かにレールメンテナンスの今の利用されている所以北につきましては、安全性の確保ができないということで、延ばす気持ちはないということも申し上げたことは確かでございます。

しかしながら、このうち2年の、このレールメンテナンスの実績、こういったものをしっかり、先ほど森下議員のほうからも話がございましたように、だんだんだんだんと伸びてきておりまして、飛騨市の中で観光施設としては一番伸びのあるそういった事業だというふうに思っていますし、何にいたしましても行政指導型でなしに、地域住民が自らやろうとして持ち上げてきたことでございますので、この辺が大きく変わっております。こういったものをしっかり伸ばすには、やはり行政としてできること、そしてNPO法人ができること、その辺はあるわけでございますが、応援できることはしっかり応援をしていきたいという気持ちになったということでございます。そして計画的にしっかり、NPO法人の持っている計画がもう1路線あるわけでございますが、全部で3路線にしたいという計画を持っておみえになるのですけれども、これができるかできないか、これは別問題といたしまして、昨年の実績を見ますと、どうしても乗ってもらいたくても乗れない方もあるというようなこともあって、今後の神岡町の観光に必ずや寄与するものというふうに確信をしまして、行政としてやらなければならない安全の確保だけは、しっかり手を打ちたいというような思いで予算化をさせていただいたところでございます。特に人身に事故等あるということにつきましては、所有者の責任はあるわけでございますので、そういったものに対してはしっかり検討をし、進めていきたいということでございます。

それで、前回のときも説明をさせていただきましたように、今調査をしました所は、「溪谷コース」という所の鉄橋とかトンネルとか、その周辺の安全確認だけでございまして、今やらなければならないのは、去年7月7日にああった大きな落石事故があったわけでございますけれども、そういった落石が起きる要素の巣という八嶋先生のお話を受けてまして、八嶋先生から言わせますと、現在落石した所は、どういった手を打っても落石を防ぎようがないということで、船津・割石間という所のトンネル化事業になったという結論に出たと。その他は防ぎようがないということで、トンネルになったということも聞かせていただいております。

そして、今現在使っていただいておりますこの区間につきましても、雨が降れば本当

は止めなければならないぐらい危険な所だということも聞いております。このことにつきましては、私のほうで今年、春ですけれども、とりあえずあまり大きなものが出てきた場合はどうしようもないのですけれども、小さいものが落ちてきたときはネットで確保できるような手続きは取らせていただいたところでございます。今後、「溪谷コース」につきましても、山の中へ八嶋先生に入っただいて、そしてどういった危険性があるか、そして手当てをする手立てがあるかということをしかり見ていただいて指導して、これは今ほど言いましたように、国道41号線と同様手の打ちようがないと、トンネル以外はないというような判断がもし下されたのであれば、私たちのほうはこれからの安全確保ということで、ひょっとすると予算を計上させていただきましたけれども、断念することもあり得るということにつきましては、今までお話をしてきたとおりでございますので、できればこのことが飛騨市の観光にしっかりつながって、神岡の活性化につながってくればなという思いの中で予算化をさせていただいたものでございますので、どうかこの予算委員会の中で、しっかり議論をいただきたいというふうに思っているところでございます。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

もう一つ、責任配分。答弁をもう一つ。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

私のほうで所有をしております旧神岡鉄道の安全確保、誰が歩いても落ちたときに川まで落ちないとか、トンネルの中を通ったときに崩落が起きないとか、そういった安全の確保につきましては市が責任を持ってやることでございます。今度は利用によって例えば、400メートルほどのトンネルがあるわけでございますが、その中へ入ったときの防犯上とかいろんな事故とか、そういったものがこれから起きる可能性があります。そういったものにつきましては当然、使用する側、NPO側でやるということございまして、私たちのほうは自分の持っているものを貸し出す上にやらなければならないことだけはやっておくということでございます。

〔市長 井上久則 着席〕

○17番（籠山恵美子）

NPO法人神岡・町づくりネットワークはNPO法人ですから、活動報告やら収支報告やらちゃんと情報公開していますので、それを私しかり見させてもらいました。きちんとやられているし、平成14年にこのNPOを作ってからずっと頑張ってきたらと思うのです。それはそれでちゃんと評価して、それにレールマウンテンバイクという収益事業を、NPOが収益事業を行うということについてきちんと正しく理解をし、NPO法人というものはちゃんと責任が担保できるのか、そういう役割を与えていいのかどうかということはやはり冷静に考えないと、これは血税でやるものですから、「いいこ

とだ、いいことだ」と、みんなでワイワイ良かった良かったと言ってやっていて、何か起きたときの責任。あのとき何でこういうことを考えなかったんだという批判。そういうもの来てはまずいと思うので、私はやはりここは冷静に真剣に考えたいと思うのです。

副市長に伺います。先ほど森下議員からも質問がありましたけど、市の公共物のこれからどう処分するかですけれども、例えばこの鉄路をです、線路を、普通財産としてNPOに貸し付ける、あるいは売りさばく、そういうことを考えたことはありますか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

このたびの3月の議会決議につきましては、普通財産については、使用者に売却することを原則とするというのが議会の総意だというふうに理解をいたしております。したがって、この原則に沿って交渉するということとなりますので、まず最初に議会の総意に基づいて、このNPO法人に施設を購入していただくということは、まず交渉の第一段階の入り口だというふうに理解をいたしております。

○17番（籠山恵美子）

そういうことも当然可能性として、それから他の公共物と同じような対応の仕方という意味では有りですよ。そこで、さてNPO法人という団体が、それを買うだけの資力があるのかというと、NPO法人というのはお金をため込む団体ではないのです。それから、もうけが出たものをみんなに配分することももちろんいけませんから、レールマウンテンバイク事業という収益事業で収入を得て、2,600万円ほど収入があります。ですが、それがほとんど今度はレールマウンテンバイクの運行のいろんなものにお金が使われています。残りは「がおろの道」の整備とかそういうものに使って、これは当然のことなのです。正しくやっているのです。けども、NPO法人というのはつまり、ことほどさように財産を持つ団体ではないのです。そのときに、この鉄路を買ってくださいと言ったときに、NPOにその力はありますか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

反問ではございませんけど、私は籠山議員さんにお伺いしたいのですが。反問ではございません。この決議をされたのは、議員の皆さまでございまして。籠山議員が、普通財産は全て売却するよということを決議されたわけではございませんので、議員さんの立場としてそのようなことをおっしゃっていただくことは、私のほうとしてはいかなものかというふうに思っております。

それからもう一つ申し上げますが、当然、このNPOに限らず他の団体も同様でございまして、交渉で成り立つものと、成り立たないものがございまして。そのときに市の方針としまして、次の策はどういうふうにするかということは別途に考えていくわけな

のですが、冒頭に森下議員の質問にも申し上げましたように、原則は、普通財産は使用者に買っていただくことを原則とするという方針でございますので、まず第一段階としましては、買っていただくことを前提にNPO法人与交渉をさせていただく、これは議会の17人の議員さんの総意であるというふうに理解をいたしております。

○17番（籠山恵美子）

ちょっと私の言っている意味が違うのです。いろんな手がある、やり方があると思いますから、だから売却先がですよ、例えば「美ら地球」というのは小さくても株式会社です。株式会社なら売却するということは通常ありますよね。株式会社が金融機関からお金を借りてでも買うことはできるのです。NPO法人というのは基本的にはボランティア団体ですから。そういうところに他の団体と同じように「さあ、買って下さいよ」というやり方が、それしかないのか、あるいはいろいろあると思いますよ。貸し付けていって、どこかでクリアする。どこかでお金をペイしてもらうとか。いろいろあると思いますので、この続きは委員会でやりたいと思いますけれども、やはり慎重にいろんなことを考えて、血税が有効に使われるように。合併特例債と借金と言ったって、これだって血税ですから。本当にみんなが納得して、そうか市の考え方は分かったと、それならみんなで応援しよう、お金を出すことにも合意すると、そういうためにはいろんな考え方を深く考えていただいて、みんなが納得できるような答えを出していただきたいと思います。質問を終わります。

〔17番 籠山恵美子 着席〕

◆散会

◎議長（菅沼明彦）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。明日の会議は、午前10時からとしたいと思います。本日はこれにて散会いたします。

（ 散会 午後3時45分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 菅 沼 明 彦

飛騨市議会議員（6番） 後 藤 和 正

飛騨市議会議員（7番） 福 田 武 彦